

平成30年白浜町議会第3回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成30年9月13日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成30年9月13日10時01分

1. 閉 議 平成30年9月13日15時00分

1. 散 会 平成30年9月13日15時00分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成30年第3回定例会3日目を開会します。

開議に先立ち、去る9月6日に発生した北海道胆振東部地震でお亡くなりになられた方々へ謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた皆様へ心よりお見舞を申し上げます。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

5番 丸本君の一般質問を許可します。

丸本君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は60分です。税金の滞納と差し押さえについての質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

皆さんおはようございます。5番 丸本安高です。通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願いします。

早速質問に入ります。今回は、税金の滞納と差し押さえについて通告をしております。

ことしの6月に、町民から、6月に支給された年金が白浜町に差し押さえられ、次の8月の年金まで2カ月間どう生活をしたらいいか悩んでいるとの話がございました。年金受給額は1回20万数千円、1カ月当たり10万円余りとのことです。20万円余りの年金の中から9万円を6月15日に引き出し、支払いに充て、残った約12万円を全て白浜町に持っていかれ暮らしていけないとのことでした。白浜町のやり方は余りにきついのでは。議会で取り上げてくれとの話がありました。自分以外の町民の中にも少額の年金や給与を差し押さえられ、生活苦に陥り悩んでいる町民がいると思うと話しておりました。

そこで、質問に入ります。

年金給与等の差押禁止の規則となる金額として、国税徴収法施行令第34条には、法76条第1項4号に規定する政令で定める金額は、滞納者の給与、賃金、俸給、歳費、退職金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間、一月ごとに10万円、その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万5,000円を加算した金額とされています。10万円については差押禁止債権になっており、10万円と介護保険料分は全額返還すべきではないかと思いますが、ご答弁をお願いします。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま丸本議員から税金の滞納と差し押さえについてのご質問をいただきました。

改めて申し上げるまでもなく、行政サービスを推進する上で、多額の財源を必要とする中で、町みずからが確保しなければならない自主財源のうち7割近くを占めているのが町税の収入であります。この税収が確実に確保されることにより、初めて行政サービスが推進されてまいりますので、税収確保は行政にとって重要な責務であります。一方、納税者の中にはさまざまなご事情により税の滞納が発生し、それが複数年にわたって積み重なることで、多額の滞納となっている方がおられることも事実でありますので、そこに至った経過を踏まえた上で、生活状況等を勘案しながらその解決に取り組むことも、また行政の責務であります。

税法の適用に当たっては、法に基づき課税徴税を行う租税法律主義の原則と税の公平な負担を求める公平負担の原則という2つの理念をもとに成り立っております。個別の状況は把握しつつ、大多数は納期限内納付をしていただいている方がいらっしゃるということを、い

つも念頭に置いて徴収職員は徴収業務に努めているところであります。

詳細につきましては担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

今、丸本議員より10万円と介護保険料分は全額返還すべきではないかのご質問をいただきました。

具体例を挙げてのご質問でございますが、個人の状況を具体的に説明させていただくことは、地方税法で禁じられている秘密漏えいに抵触すると考えられますので、年金が振り込まれた預金口座の差し押さえについて、一般的な説明をさせていただきます。

議員ご承知の国税徴収法第76条及び同法施行令第34条は、給与等の差押禁止についてその差押禁止額が定められています。年金を差し押さえる場合は年金も給与とみなしてこの法により計算することになります。ただ、一般に年金は、年金が振り込まれた預金口座については、年金の受給権から預金債権という性質に変わり、原則として差押禁止債権としての属性を承継しないことになります。よって、国税徴収法第76条に基づいた差押禁止額を返還することはございませんので、ご理解をお願いいたします。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

差押禁止債権であっても、口座に振り込まれれば預金になり、差し押さえ可能になるとの説明を、過日税務課でお聞きしました。口座に入れば差し押さえ可能になるとのことだが、その根拠の法律というのがないように思うんです。いかがですか。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

差押禁止債権であっても、口座に振り込まれれば預金になり、差し押さえ可能になるということですが、あくまでも先ほど説明させていただきました預金債権の性質を踏まえ、説明をさせていただいたものでございます。ただ、差押禁止債権である、例えば児童手当が預金口座に振り込まれたときに差し押さえをすること等を決して肯定しているものではないということをご理解をお願いいたします。

預金債権を差し押さえる場合は、個別の事情に鑑みて慎重に執行しているところでございます。個別の事情につきましては、納税者一人一人多種多様なものになり、また、守秘義務の関係から納税者の方とは別の方からご相談をいただいた際に、具体的にご説明できないのが現実でございます。例えばでございますが、相談を受けられた方が、納税者の方から生活ができないとおっしゃられているとの話を聞いた際に、相談者の方に対して町が説明をさせていただく場合、この方はほかに預金が幾らあります。また、このような理由です等のご説明ができれば納得もいただけるとは思いますが、これは守秘義務に反することになります。

今後、個別の事情を精査して、慎重に滞納処分を執行してまいりますので、ご理解をお

願いたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

年金の差し押さえ件数についてお聞きします。直近5年間の年金差し押さえ件数はどれだけのでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

年金差し押さえ件数についてご質問をいただきました。

直近5年間におきましては、平成25年度で1件、平成26年度が14件、平成27年度が9件、平成28年度が9件、平成29年度が20件でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

件数をお答えいただきました。

年金は、受給者は100%とっていいほど、100%近い方が口座振り込みで年金を受給していると思うんですけど、今お答えいただいた件数は、年金を給付している給付元への差し押さえ件数であって、年金が振り込まれている預金通帳、預金口座への件数は入っておるんですか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

年金の合計数でございます。年金の預金口座の差し押さえ件数についてのご質問でございますけれども、預金債権の差し押さえ件数は集計しておりますけれども、年金の振込口座といった取引内容までの集計はしておりませんので、ご理解をお願いします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

再度確認させてください。25年度が1件、26年度が14件、27年度が9件、28年度が9件、29年度は20件と答弁をいただいておりますけれども、これは年金を給付している元で押さえた件数ですね。元で。

受け取っている口座、ほとんどの方が100%近い方が預金口座に振り込んでもらっていると思うんですけども、これを差し押さえした件数は入ってませんね。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

入っておりません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

分かりました。

差押禁止債権になっている一月当たり10万円未満の年金が振り込まれている口座を差し押さえた件数は。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

ご質問いただきました預金債権における差し押さえ件数は集計しておりますけども、年金の振り込み口座といった取引内容までの集計はしておりません。ご理解をお願いします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

これはわからないということやね。集計していないと。

一月当たり10万円を超える年金を差し押さえする場合は、10万円については差し押さえができないと思います。10万円を控除して差し押さえをしているのでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

年金の差し押さえについてのご質問をいただいております。

議員おっしゃるとおり、年金を差し押さえた場合は、先ほどご説明しましたとおり、国税徴収法第76条に基づいて差押禁止額を控除して徴収業務を行っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

年金が振り込まれている預金口座を差し押さえる場合は、10万円を控除、引いて差し押さえをしていないと思いますけども、いかがですか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

年金が入金された預金口座の預金を差し押さえる場合に、年金を差し押さえる場合の差押禁止額の計算をしているかどうかのご質問でございます。

先ほどもご説明させていただきましたが、預金債権を差し押さえる場合は滞納金額に満つるまで執行いたしますため、10万円を差し引くことはございません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ちょっとくどいかわかりませんが、年金の給付元で押さえる場合は、10万円とかあるいは介護保険料とかを控除して残りの分を差し押さえると。しかし、年金というのは、私が先ほどから言っていますように預金口座へ大体振り込まれているんです。その場合は、10万円を控除してないと。これはちょっと問題があると思いますけども、確認しておきま

す。年金額は1人当たり月10万円、年額120万円以下に年金受給者の口座差し押さえについてはちょっと問題があるのではないですか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

年金が入金された預金の差し押さえは問題があるのではないかという質問でございます。

預金債権の差し押さえについては、先ほどもご説明いたしましたけども、個別の事情に鑑みて慎重に執行しております。預金債権は基本的には問題があるという認識はございません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

もう一度、最後のほうが聞こえなかったんですけども。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

ご質問のありました預金債権であります、問題があるという認識はございません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

年金は一月あたり10万円までが差押禁止債権であるとのことですが、当白浜町は、私に相談があった住民に差押禁止額を超えて差し押さえをしております。相談者によれば、役場は6月15日付で債権差押通知を年金が振り込まれている金融機関に送っていると、このように話しておりました。振り込みから3日後の6月18日月曜日に差し押さえをしているとのこと。6月15日金曜日に振り込まれた年金が6月18日月曜日に全て引き出されたとのこと。6月15日の年金の振り込みから3日後の差し押さえとはいえ、差押禁止債権である年金を差し押さえることを意図したものであるのではないですか。この差押処分には問題があるのではないのでしょうか。差し押さえありきの徴収行政を見直していくべきと思いますが、どうですか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

個人の具体的な内容につきましては答弁を差し控えさせていただきますが、年金と預金債権の差し押さえの違いについては、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。

また、差し押さえありきの町行政を見直すべきところのご質問でございますが、個人の具体的な内容での答弁は差し控えさせていただきますが、滞納処分に係る差し押さえにつきましては、まず納付いただけない納税者の方につきましては、督促や催告などといった法に基づいた所定の手続きをおこなうとともに、場合によっては個別に納付相談などを実施することにより、納付を促しているところではございます。

こういった対応をさせていただいても納付に応じていただけない場合、税負担の公平性の観点から預貯金や財産等を調査した上で、差し押さえを実施し、場合によっては換価するこ

とで徴税をするといった措置を講じているところでございます。

町税の平成29年度現年分の決算における徴収率は99.1%でございます。大多数の皆様が納期限内に納付をしていただいている反面、一部の方だけに特別なことが許されることは税負担の公平性が損なわれてしまいます。今後も滞納案件につきましては、滞納者の方々の生活状況等を踏まえ、適切な措置を講じてまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

年金同様、生活保護でも第58条で被保護者は給与を受けた保護金品、またはこれを受ける権利を差し押さえられることはないとの条文中に明記されております。税務課が過日私に説明したように、差押禁止債権であっても口座に振り込まれたら預金になり、差し押さえができるものであれば、生活保護費も口座に振り込まれたら差し押さえの対象になってくると思えますけれども、差し押さえの対象になりますか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

生活保護への差し押さえについてのご質問をいただいております。

先ほどから説明いたしましたとおり、一般に差押禁止債権に係る金額が預金口座に振り込まれることによって発生する預金債権につきましては、原則として差し押さえ等禁止債権としての属性を承継するものではないと考えてございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ご答弁をいただいた中に、差押禁止債権として生活保護費というのが差押禁止債権であるけれども、差押禁止債権としての属性を承継するものではない、このように答弁されておりますけれども、口座へ生活保護費が振り込まれたら、預金債権になり、差し押さえが可能やということですか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

生活保護費も口座に振り込まれれば、その預金口座を差し押さえることができるかというご質問でございます。

繰り返しになりますが、預金債権につきましては、原則として差し押さえ等禁止債権としての属性を承継するものではないと考えております。ただ、生活保護受給者の方に関しましては、まず滞納処分の執行停止が妥当ではないかと税務課では判断しているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

くどいですが、差し押さえできると、差押禁止になっておるけども、振り込んだら預金債権になり差し押さえは可能やと、こういうことなんですか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

先ほどからもご説明しておりますけれども、預金債権につきましては、原則として差押禁止債権としての属性を承継しないというところでは判断しているところなんですけども、実際は預金債権を差し押さえる場合は、本当に個別の事情に鑑みて慎重に執行しております。そしてまた、先ほども申し上げましたけれども、生活保護受給者の方に関しましては、まず滞納処分の執行停止をしているというところがございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次にいきます。生活保護費ではありませんが、生活保護費同様、差押禁止債権になっている児童手当が、鳥取県が差し押さえをし、平成25年11月27日、広島高裁松江支部で判決があり、確定しております。町答弁では、差押禁止債権としての属性を承継するものではないとのことですが、広島高裁松江支部の判決では、差押禁止債権の属性を承継すると明示し、児童手当の返還を命じております。生活保護費ほか差押禁止制限をしている法が数多くあります。差し押さえをするに当たり、滞納整理マニュアルが白浜町にもあると思っておりますけども、改定する考えはございませんか。

平成25年に鳥取県で児童手当を県が差し押さえたんです。その判決が平成25年11月27日に広島高裁松江支部で出ております。差押禁止債権といっても、先ほどからの答弁では、差押禁止債権であっても口座へ振り込まれたら承継しないと、押さえてもかまんということや。しかし、この広島高裁の判決では、差押禁止債権の属性を承継すると判決文に書いてあると。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

裁判内容につきましては、丸本議員からご指摘のありましたように、私どもは少し勉強させていただいております。ただ、今現在の白浜町の取り組みにつきましては、先ほども申し上げておりますけども、預金債権を差し押さえる場合には、個別の事情に鑑みて慎重に執行しております。少し調べたんですけども、最高裁のほうで平成10年度に差押禁止債権が預金口座に振り込まれることによって生じる預金債権は原則として差押禁止債権としての属性を承継しないというような判決もございます。これもご存じだと思います。

現在、調べていきますと、最高裁の判例がそのまま維持されていくのか、そしてまた、先ほどの鳥取県、また前橋市等の判例の適用範囲が限定されるのか、また今後の判例が変更されていくのかというのは、まだわからないところでありまして、私どもは本当に注意深く注視していきたいと考えています。ただ、町が行っている預金債権の差し押さえにつきましても、何回も申し上げますけども、個別の事情に鑑みて慎重に執行しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

最高裁の判決が、それは民民の裁判の判決で、滞納処分差し押さえの税金の判決ではないんですよ。私が言っているのは、滞納処分のことですから。それは民民の裁判の話です。

年金の差し押さえに続いて、給与の差し押さえについてお伺いさせていただきます。

給与も年金と同様、差押禁止額があるとのことですが、差押禁止の金額は月額どれだけですか。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

給与の差押禁止額についてのご質問をいただきました。

先ほど丸本議員からご説明していただきましたとおり、国税徴収法第76条、国税徴収法施行令第34条が給与等の差押禁止金額でございます。説明につきましては先ほどのとおりでございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

税の時効は5年だと思います。直近5年間で町が差し押さえをした給与の件数は。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

給与の差し押さえ件数についてのご質問をいただきました。直近5年間におきましては、平成25年度で5件、平成26年度が13件、平成27年度が18件、平成28年度が41件、平成29年度で124件でございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

件数についてご説明をいただきました。答弁をいただいた件数に給与が振り込まれている。勤務先から口座へ振り込んで給与を支給しているところもあると思うんですけども、この件数は入っておるんですか。これは滞納者の勤務先とかそういうところへ行って会社で押さえた件数なんですか。通帳で押さえた件数は入ってますか。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

通常、預金口座に振り込まれた件数は入っておりません。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

直近5年間で給与の差し押さえ件数が、平成25年は5件であったものが平成29年度に

は124件、25倍近く増加をしてると思いますけども、その主な原因は、何で25倍近くも差し押さえがふえたのか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

差し押さえ金額の細かい数字は持っていないんですけども、過去5年間で白浜町が滞納繰越額というのがかなり高額であったと思います。過去5年間で踏まえて、担当職員、税務課職員が預金調査等を行った結果、このような形で滞納繰越額もかなり減ってきております。その職員の仕事の結果だと思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

井潤町長が白浜町長に就任されたのはたしか平成24年だったと思うんです。今の件数から見たら、24年の数字が入ってませんけども、25年のときには、町長に就かれて翌年度に5件だったものが29年には124件まで、先ほどから言っていますように激増している。この現況についてどう思われますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

今税務課長から答弁を申し上げましたけれども、白浜町として今までの滞納の部分がかかりふえてきていたというのが現状でございます。それにつきましては町民の皆様方にもご理解をいただく中で、一定の厳しい徴収といたしますか、当然これはケースバイケースでございますけれども、いただけるものは徴収していかなければいけないということで、税務課が中心になって今日まで取り組んできたところでございます。

経済的な事情とかそういったことも社会的な背景の中にはあるかと思っておりますけれども、白浜町が取り組んできておる現状は、もちろん厳しくなった側面もございまして、私はどこの自治体も当然やるべきだというふうに思っておりますし、税の滞納にあつては、個人的にもいろいろな事情があるにせよ、町のことを考えますと、町の税収を確保するという観点からはやはり必要なものというふうに認識をしております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今、私もこの数字を見て驚いているんですわ。こういう差し押さえありきの徴収行政と、二十何倍に。町長、20倍を超してふえてるとするのは、普通では考えにくいんです。厳し過ぎるんじゃないですか、差し押さえのやり方が。25倍、ちょっと差し押さえありきといったらおかしいですけども、あまりちょっと数字が大き過ぎて、驚いているような状況です。困っている人もおられると思います。その辺をよく考えて、徴収事務をやっていただきたいと思っております。

続いて、給与の差し押さえについて続いてお聞きします。

これはどこで押さえるんですかね。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

給与の差し押さえの相手先についてのご質問をいただきました。

給与差し押さえの場合は、給与支払者を第三債務者として、給与等の支払い請求権を差し押さえることとなります。よって、給与等が金融機関の口座振り込みの方法で支払われている場合は、滞納者の方の預金口座に振り込まれる前、会社ということになります。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

滞納者の方の預金口座に振り込まれる前にということで、答弁されておりますけれども、そしたら、前に押さえるのでしたら預金口座で押さえてはないということですか。先ほど押さえることもあるみたいなの。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

給与の差し押さえをする場合は、その会社のほうに通知なりを出して、支払い請求権を差し押さえるということになります。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

振り込まれる給料も、振り込まれた後は、口座を押さえる場合は給与の差し押さえとは言わんのやね。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

給与も年金と同額、一月当たり10万円の差押禁止額があり、それと社会保険料、住民税、所得税分も差押禁止額となっていると思います。差し押さえをする場合、差押禁止額を給与から引き、差し押さえをしていますか。答弁をお願いします。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

給与の差し押さへの差押禁止額の控除についてご質問いただきました。給与につきましても国税徴収法第76条の差押禁止額を控除して徴収しております。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

国税徴収法によれば、月額10万円以下の給与は差し押さえることはできないと思いますが、10万円以下の給与を差し押さえた事例はありませんか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

月額10万円以下の給料の差し押さえはないかのご質問をいただいております。

給与等を差し押さえする場合は、あらかじめ計算をして差押可能額がある場合に執行しておりますので、そのような事例はございません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

年金同様給与の差し押さえも差押禁止額を差し引きしていると理解してよろしいですか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

給与を差し押さえる場合は、差押禁止額を控除しているとのことですが、口座に給与が振り込まれ、差し押さえをする場合に、差押禁止額を控除してますか。10万円を控除してますか。介護保険料分を控除してますか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

議員おっしゃるとおり、給与を差し押さえた場合は、先ほどご説明いたしましたとおり、年金同様、国税徴収法第76条に基づいて差押禁止額を控除して徴収業務を行っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

控除してないということですね。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

あくまでも預金債権を差し押さえる場合は、特に控除はしておりません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

給与が口座振り込みされる場合、滞納額によっては全額差し押さえることもあるという、

こういう理解をしてよろしいんですか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

これも先ほどからの繰り返しになるんですけども、預金債権になる場合は、個別の事情に鑑みて慎重に執行しておりますので、一概に押さえているんですか押さえてないんですかということにはならないので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

国税徴収法第7条5項には、年金の差押禁止額を超える差し押さえについて滞納者に承諾があれば法律の上限を超えて差し押さえができるとあり、その承諾は書面で行うとなっております。差押禁止額を超える差し押さえをする場合、滞納者の書面による同意を得ておりますか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

差押禁止額を超える差し押さえをする場合、滞納者の書面による同意を得ているかとのご質問でございます。

差押禁止額を超える場合は、滞納者の方より書面で承諾を得ております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

年金や給与の差し押さえは、支給元で差し押さえる場合は差押禁止額を控除しているとのことですが、預金口座へ入れば差押禁止額を控除していないという答弁をいただいております。

税の滞納者は低所得者が多いことが考えられ、給与や年金を差し押さえしようとしても差押禁止額があり、徴収が難しくなっていると思います。そのため、年金や給与が振り込まれる口座を狙って差し押さえをしていると思いますが、いかがでしょうか。

私が言いたいのは、10万円以下とか10万円を少し超えた給与を押さえる場合、10万円というのが差押禁止になってますから、押さえても押さえられへんわけや、入ってこんわけや。それで口座へ振り込まれたら全額いけるでしょう。10万円の控除をしないというわけだから、それで口座を押さえているのではないですかと。給与を押さえる場合でも勤務先で押さえんと口座へ振り込んだ後で押さえている。あるいは年金でも年金事務所というんですか、その元で押さえないで、年金というのはほとんど振り込みだから、振り込んだやつを押さえるんじゃないですか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

預金債権を差し押さえる場合には、何回も申し上げますけれども、個別の事情を考慮した

上で、慎重に執行しております。ご質問のように差押可能額から出ないからといって預金債権を差し押さえる等の趣旨では執行しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

考慮してと言っておりますけれども、私に相談された方は、全額おろされて2カ月間生活できないと。どういう考慮をしたのか知りませんが、そういう事例もありますからよく考えてください。

年金と同じく口座振り込みの差押禁止部分は戻さなあかんのと違うんですか。いかがですか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

個人の具体的な内容につきましては、ご答弁ができませんけれども、年金、給与の差し押さえにつきましては、滞納者の方の承諾がない限り差押禁止額を超えては徴収をしておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

滞納者の承諾がない限り、これは元で押さえる場合の話です。口座へ振り込んで給与が口座振り込み、年金は全て口座と、年金事務所へ行って聞いてきました。年金事務所で現金でもらえるのかと。それはできませんと。それは通帳へ振り込まないと仕方ない。全部滞納額分で押さえられるから、そしたら生活できへんようになってしまう。全部押さえられるから生活できない。生活を考慮してと、どういう考慮をしているのかちょっと私は理解に苦しむところです。

差押禁止債権が預金口座に振り込まれたら差し押さえができるということが許されたら、差押禁止債権は存在しないということになってくると思います。自由に行政側が差押禁止債権の差し押さえができれば、法律で差押禁止債権を決めた意味がなくなってきます。年金、給与等の一定額以上の差押禁止債権を差し押さえすることは、問題があると思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

預金口座の差し押さえについて問題があるのではないかというようなご質問でございますが、町としてはこれまでご説明したとおり、問題があるとの認識はございません。ただ、先ほども言いましたけれども、何回も同じ答弁になって申しわけないんですけど、預金債権を差し押さえる場合には、個別の事情を鑑みて慎重に執行しております。冒頭お話しさせていただきましたけれども、具体的な内容を相談者の方にご説明すればある程度の話はわかっていたかと思うんですけども、そこら辺は守秘義務に反することになるので申し上げられないというところもございます。基本、町としては法令に基づいて業務を行っていると考えて

おりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

年金、給与以外にも、生活保護費、児童扶養手当、児童手当などが差押禁止債権になっています。まだほかにもありますが、なぜ法律で差し押さえを禁じているのか、説明を求めたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

生活保護費、児童扶養手当、児童手当の差し押さえについてのご質問でございます。

国税徴収法第75条に差押禁止財産について定められております。

滞納者の最低生活の維持を図る必要があることから、滞納者の生活維持に不可欠と認められるもの、その他一定の理由から差し押さえを適当としないものを差押禁止財産として規定しています。また、この禁止財産以外であっても、特別法で禁止されているものがあり、生活保護費、児童扶養手当、児童手当のそれぞれ支給を受ける権利は、生活保護法第58条、児童扶養手当法第24条、児童手当法第15条によって差し押さえ等が禁止されている債権であることから、特別法の規定による差押禁止財産に該当するということでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ご説明をいただきました。

滞納者の最低生活の維持を図る必要があることから、滞納者の生活維持に不可欠と認められるもの、その他一定の理由から差し押さえを適当としないものが差押禁止財産として規定されていると答弁がありました。

年金が振り込まれる口座を差し押さえ、預金残高がゼロになり、滞納者は最低生活の維持が果たしてできるのか、疑問であります。年金が振り込まれた口座の残高全てを差し押さえても滞納者の最低生活の維持ができると判断をし、差し押さえをしているのか。また、差押禁止財産を差し押さえしている白浜町のやり方は、法の趣旨から見て問題があるのではないのでしょうか。こうした問題ある差し押さえを認めてしまえば、差押禁止を定めた法が骨抜きになっていきます。最低限度の生活さえできなくなっていきます。

滞納処分についての裁判では、平成25年、鳥取県が児童手当を差し押さえた事案では、司法は違法と判断しています。ことしに入って群馬県前橋地裁は給与の全額を前橋市が滞納処分として差し押さえた事案では、前橋市に返還と慰謝料の支払いを命じています。

納税は誠実に行わなければなりません。しかし、生活の状況により納税ができない場合も出てきます。急にお金が必要な場合も出てきます。法もこれらに配慮し、年金や給与の全ての差し押さえは認めていません。いかに徴税が必要であったとしても、法のルールに行政は従わなくてはなりません。

再度お聞きします。今の白浜町の徴税行政のあり方を見直すべきではと思いますが、井澗町長いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

丸本議員より白浜町の徴税行政のあり方を見直すべきではないかとのご質問をいただきました。

白浜町における納税義務の履行につきましては、大部分の割合で納期内に納税されています。滞納整理の課題は、税収確保はもちろんのこと、大多数の納期内に納めていただいている納税者の皆様との関係から負担の公平性を確保し、納税秩序の維持を図ることが重要であると考えています。

滞納整理を怠れば、税収確保は不十分となり、納税秩序の維持は困難になりかねません。当町といたしましても、税収確保と納税秩序維持のため、確実に滞納整理を進めることが必要であると認識しております。

ただ、丸本議員がおっしゃる様にさまざまな諸事情により担税力が減退または失っている方がおられるのも事実であると認識しております。また、法のルールに行政が従うのは当然のことであると考えます。

地方税法では、督促状を発してから10日を過ぎますと差し押さえをしなければならない規定、病気、災害、事業の著しい損害等による徴収の猶予、差押財産の換価を行うことにより著しく生活の維持を困難にするおそれがある場合の換価の猶予、差し押さえすることができる財産等がない場合の滞納処分の執行停止などがあります。

この差し押さえと猶予と停止を滞納発生後に早期に見きわめ、それに見合った処分を進めていくということを基準にして徴収業務を行い、滞納整理を適切に行うことが肝要であると考えております。

いずれにしましても滞納者の方々の個別な具体的な実情を十分把握しながら対応をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

以上で私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 10時55分 再開 11時00分)

○議 長

再開します。

8番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は、総括質問形式です。通告質問時間は60分です。災害時の障がいがある方などの支援についての質問を許可します。

8番 松田君(登壇)

○8 番

議長の許可を得て、登壇順に一般質問をさせていただきます。早速進めさせていただきますと思います。

災害時の障がいがある人などの支援について。

2018年6月18日、午前7時58分に発生した大阪北部地震が起きてから約3カ月が経過しました。その日の大阪ミナミの状況として、ホテルや路上で大勢の外国人観光客が途方に暮れて座り込んでいた光景があったそうです。言葉の通じない外国人には、相当の心労があったようですが、障がいがある方も大変であったそうです。読売新聞の記事に掲載されていた内容ですが、紹介したいと思います。

ある生まれつき耳が不自由な方、仮にAさんの体験として、「地震が起きたときは出勤中で電車が突然とまり、びっくりしました。車内放送があったようですが、私にはわかりませんでした。電車が突然停車したのは駅のホームに進入したところです。私は揺れに気づかず、何が起きたのかわかりません。周囲の人が一斉にスマホを見始めて何か変だと思い、自分のスマホで地震だと知りました。車内で閉じ込められ不安でしたが、筆談のお願いも周囲が混乱していて難しかった。私たちは車椅子に乗ったり白杖を持ったりしていないので、支援の必要なことには気づいてもらいにくいのです」。

全日本ろうあ連盟によると、東日本大震災で聴覚障害のある人の亡くなった割合は住民全体の死亡率の2倍に達したという統計があるそうです。防災無線が聞こえず、避難がおくれたことなどが要因と見られるとのこと。

Aさんは電車に閉じ込められてから15分後に駅員の誘導でホームに出ました。「LINEのやりとりで駅近くと同僚が心配で駆けつけ、会社への連絡を引き受けてくれました。出社の必要がなくなり、自宅マンションに戻ると、今度は同じ階のおばさんが『大丈夫だった』と駆け寄ってくれました。おばさんは手話はできませんが、廊下で会うと身振り手振りで話しかけてくれ、私も口の動きを読み取って話をします。気にかけてくれる存在は本当に心強い。遠い親戚よりも近くの友人です」。

この話は、生まれつき耳が不自由な方の震災での体験でしたが、ほかにも視覚障害を持たれた方の事例があり、最近の紀伊民報に掲載されていた内容について、紹介したいと思います。今回の西日本豪雨災害で大きな被害が出た岡山、広島、愛媛の3県で、自治体の避難指示などに従って自宅から避難したことを確認できた視覚障害者は6人だったことが共同通信社の取材で明らかになったそうです。3県では計約1,410人が視覚障害者協会などに所属するが、多くの方が自宅にとどまったと見られ、災害弱者への避難誘導が課題として改めて浮かびました。避難しなかった理由としては、危険性が低いと判断したとの回答が多く、周囲の補助がないまま外に出るのは困難、避難所は位置関係がわからず何度も迷った、周囲の人の手を借りて過ごしたが、どのぐらいの人が助けてくれるのか未知数。抵抗感がある人も多いのではとありました。

また、発達障害のある自閉症やアスペルガー症候群などの脳機能障害があり、障害特性により対人関係やコミュニケーションが苦手に変化に対する不安や抵抗があったりする方もいます。そういった障害を知らないことが、周囲より誤解を招き、今回の震災のように緊急を要するときに必要な支援が受けられないことも考えられます。発達障害については、近年ではテレビなどで多く取り上げられるようになり、この障害のことを知ってくれる人もふえ、認知度も高くなってきておりますが、誰もが安心して暮らせる社会としての共生社会を目指

していく上では、まだまだ必要な支援が要る状況でもあります。

こういった障がいを持たれる方への震災時の対応として必要なことは、先ほどのAさんの体験にもありましたが、周囲に気にかけてくれる存在があるということだと思います。障がいを持たれた方も今回の震災のように急に何か起こったとき周囲に助けになる存在があることは、大変心強いことだと思います。

また、ここ白浜町も日本有数の観光地でもあり、近年多くの外国人が白浜に来られていますが、今回このような災害が起こったとき、どのようにして情報を知ればよいか、どこに避難すればよいかなど、いろいろと不安要素があると思います。

ここで、当局にお伺いいたします。

問い1、平成28年台風第10号による水害では、死者、行方不明者27人が発生するなど、東北、北海道の各地で膨大な被害が発生しました。とりわけ岩手県岩泉町ではグループホームが被災し、入所者9名全員が亡くなるなど、高齢者の被害が相次ぎました。避難準備情報の名称については、本水害では高齢者施設において情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとれなかったことを重く受けとめ、高齢者などが避難を開始する段階であるということを確認するため、内閣府が避難勧告などに関するガイドラインを改定し、2016年12月に避難準備・高齢者等避難開始という名称に変更されました。避難準備・高齢者等避難開始とは、人的被害を生じさせる被害が発生するおそれがある場合に、各自治体、市区村長が発表する避難情報です。避難準備・高齢者等避難開始は、①避難に時間を要する人（高齢者、障がいがある人、乳幼児がいる人など）に対しては、避難を開始すること。②それ以外の人に対しては気象情報に注意し、いつでも避難できるように準備を始めることを呼びかける目的で発表されます。避難準備・高齢者等避難開始と名称変更に伴い、特に災害弱者と言われている方がその意味を理解し、適切な行動に移ることができるよう、周知徹底していくことが重要であると思います。町としてどのような対策をとっているのか、もし対策がとられていなかったら今後どのようにしていく考えか、当局の答弁を求めます。

問い2、今現在聴覚障害者や視覚障害を持たれた方は町にどのくらいおられるのか。当局においても、野外スピーカーの放送が聞こえにくいといった声に対して、放送設備のデジタル化の整備や、希望者には戸別受信機の配付などの措置をとっていただいておりますが、聴覚障害を持たれた方などへの緊急を要する災害時などの情報提供としてどのような対応をしているのか。提案として、今ポケベルが手軽な通信手段として再び脚光を浴びております。使用する特有の電波、ポケベル波が建物内や地下での受信でも届きやすい特性を持ち、どこにおいてもつながりやすく、避難情報などを伝える戸別受信機として活用もされております。また、自治体が発信した緊急情報を端末に文字で表示でき、聴覚障害を持たれた方などにとっては情報の確認もしやすくなり、携帯電話だけでは心細い、二重の備えともなります。聴覚障害を持たれた方などを対象に、緊急情報などを伝える手段としてポケベル電波を使った情報提供システムの活用をどう考えるか、当局の答弁を求めます。

問い3、何らかの障がいを持たれた方と接するには、基本的な障害特性を知っておくことでも、戸惑いも少なく接することができると思います。県が作成した和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアルや、ほかにも日本自閉症協会が作成した防災支援ハンドブックなどがあります。それらのマニュアルなどには、障がいを持たれた方の障害特性や支援の留意点なども記載されております。しかし、このようなマニュアルがあることを知らない人も

多いと思います。町としても、せっかくあるマニュアルを生かせるように町広報誌やホームページで紹介する考えはあるのか、当局の答弁を求めます。

問い4、障がいや難聴を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記載しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードは、障がいを持たれた方にとっては大変有効な心強いアイテムとなります。ヘルプカードの意義として、①本人にとって安心、②家族、支援者にとって安心、③情報とコミュニケーションを支援、④障がいに対する理解の促進の4つを定められています。障害者の理解を深め、つながりのある地域づくり、共生社会を目指すためにも、ヘルプカードの利用推進は必要であると思いますが、現状はどうなっているのか、また、今後どのようにしていく考えか、当局の答弁を求めます。

問い5、外国人観光客や町外より観光に来ている方への震災への対応などの整備はできているのか。今後どうしていく考えであるか、当局の答弁を求めます。

問い6、地域にある障害者福祉事業所や高齢者福祉事業所の8事業所と、福祉避難所として活用できるよう、町と各事業所との間で協定を交わされていますが、実際に災害が発生したとき、きちんと連携がとれる体制になっているのか、当局の答弁を求めます。

問い7、災害弱者の避難誘導について、近隣の助け合いが必要不可欠であります。災害弱者の対応について、避難誘導の際、緊急性をいち早く伝え、避難に導く地域的な支援体制の構築が必要であると考えます。風水被害より人命を守るため、災害弱者に対して地域の支援者を決めておくなど、いざというときに安心できる体制として当局が牽引し、地域に働きかけをし、地域主体の支援体制を構築できるように取り組まれています。現実、災害が起これば、自分の身や家族を守ることで精一杯になり、気持ち的にも余裕がない状況になることも考えられます。このように支援者になるには大変な責任感と使命感が要ると思います。また、支援者になっていただける方もなかなか見つからず、当局も大変なご苦勞をされていると伺っております。対策として、支援者に負担がかからない体制を考えたり、支援者養成の研修を設けたり、支援者としてすべきことをマニュアル化することも大切であると思いますが、どうしていく考えであるか、当局の答弁を求めます。

問い8、介護保険を利用している方は担当のケアマネージャーさんがいますが、風水被害が予想される場合、早目に安全な場所に避難したい利用者さんの対応として近くの事業所のショートステイなどを避難場所として利用してもらうなど、ケアマネージャーさんの裁量により対応をされているとお聞きしております。ケアマネージャーさんにこのような対応の指示や指導をされているのか、当局の答弁を求めます。

問い9、問い10とも関連しますが、豪雨災害などで被害が予想される時、早目に安全な場所に避難したいと思っている避難困難者なども多数おられると考えます。そのような方への対応としても何らかの支援を実施しているのか、今後どうしていく考えであるか、当局の答弁を求めます。

問い10、避難訓練について、実際に障がいを持たれた方などが訓練に参加してもらうことは、接し方や配慮点、解決すべき課題なども把握でき、震災などが発生したときに役立つのではないかと思います。障がいを持たれた方などの避難支援が行き届いていることは、ほかの健常者と言われる方の支援も行き届いていることにつながると考えます。実施している避難訓練に障がいを持たれた方などの参加はあるのか。あるのであれば実際に訓練としてど

のような支援を実施しているのか、当局の答弁を求めます。

問11、町内各所に避難場所がありますが、せっかく設置されている避難場所に行くのに、夜間などの避難を考えると、道が暗く、歩きにくく、足の悪い方などは転倒のリスクが高く、二次災害の危険性もあり、また、避難場所にたどり着いても照明設備がなく、周囲が真っ暗で不安な一夜を過ごさなければならないことも考えられます。このような状況より、ソーラー発電式ライトを順次設置していくことを実行してほしいと考えますが、今後どのようにしていく考えであるか、当局の答弁を求めます。

問12、避難道で橋を渡らなければならない箇所もあり、耐震診断なども必要であると思いますが、耐震性はどうか。もし耐震性に問題があれば、今後どのように対応していく考えであるか、当局の答弁を求めます。

以上、12点について、当局のご答弁を求めます。

○議長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま松田議員より大規模災害時における障害者やお年寄りなどのいわゆる災害弱者への支援に関してのご質問をいただきました。

議員もご承知のとおり、平成23年に発生いたしました東日本大震災では、東北関東地方を中心とする広範囲で甚大な被害をもたらしました。その後も紀伊半島大水害や最近のゲリラ豪雨など、地震や津波に限らず台風や集中豪雨なども含め、我が国は災害多発列島であることを改めて認識することが重要であります。被害をいかに最小限にとどめるのかということ常を常に念頭に置きながら、町の防災施策を進めなければならないと考えております。

全国的に超高齢化社会に突入し、高齢者を初め障害者や子どもなど、いわゆる災害弱者への支援ということがこれからの防災施策において大きな課題になってくるものと考えております。議員からは、6月に大阪北部地震における状況を含め、災害弱者に関する幾つかの実例を挙げていただきながら詳しくご説明をいただきました。

本町の防災対策の取り組みに関しましては、災害弱者に対する避難所の運営のあり方や備品の種類、特に災害時における緊急情報の伝達方法など、女性も含め被災者の視点から見えてくるものがまだまだあるものと思っております。視覚や聴覚に障害のある方などへのきめ細かな対応をいかにスムーズに行えるか、これからの防災施策において欠かせない課題の一つだと思っております。

過去の災害から得る貴重な教訓を決して無駄にすることなく、避難する高齢者や障害者などの個々の状況に応じたハード、ソフト両面からの整備が図られるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、観光地白浜を訪れる外国人観光客も年々増加しており、こうした方々への避難場所や災害情報の提供などもあわせて考えなくてはならないと思っております。今回の北海道での地震の際にも、多くの外国人の方々が混乱に陥り、そして戸惑っている姿がテレビ等で報道されておりました。今後も、このことにつきましては観光地白浜も同じ状況でございますので、そういった面からも考えてまいりたいというふうに思っております。

なお、議員からの個々のご質問に関しましては多岐にわたっております。担当課長から答

弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君（登壇）

○番 外（総務課長）

ただいま松田議員から、問い1として避難情報に関する住民周知上の対策についてご質問をいただいております。

議員ご説明のとおり、避難勧告等に関するガイドラインにつきましては、平成17年3月の策定以降、東日本大震災、そして平成21年の兵庫県での避難途中の被災の教訓を踏まえまして、平成26年4月に全面改定されてございます。平成25年の伊豆大島、そして平成26年の広島県の大規模土砂災害の教訓を踏まえまして、平成27年8月には一部改定がされてございます。先ほどございましたが、平成28年の台風10号による岩手県の高齢者施設の被災の教訓を踏まえまして、平成29年1月に一部改正されたことによりまして、避難情報の名称変更と内容の充実が図られてございます。

町としましても、ホームページへの掲載や地域防災計画、そして職員防災体制等に反映するとともに、研修等の場を活用いたしまして、住民へ周知を図っているところでございます。議員ご指摘のとおり、今年度、町として避難情報を発令した台風が20号、21号においてございまして、それを分析しますと、早期に避難行動を開始した避難要支援者の数が少数であったこともございますので、今後も引き続き広報、またホームページ等を通じまして啓発をするとともに、自主防災組織が開催します防災訓練、また研修会等に出向きまして、住民の方々に周知を図ってまいりたいと考えてございます。

そして、問い2としてご質問いただきました緊急情報等を伝える手段としてポケベル電波を使った情報提供システムの活用についてということでご質問をいただいております。

従来から白浜町では、携帯電話やスマートフォン、パソコン、またタブレット等に電子メールで受信できる対象者の方となってきますけれども、登録制となっておりますが、安心・安全メールということで町のさまざまな防災情報だけではない情報を配信してございます。その中で防災情報につきましても発信をしているところでございまして、今回の避難準備情報や高齢者避難準備情報、そして避難勧告、避難指示に関する情報につきましても、町の防災行政無線で放送している同じようなほぼ同タイミングでこうしたメールを送信させていただいております。これにつきましては、聴覚に障害がある方にとりましては、大変有効な情報手段であると考えておるところでございまして、現在安心・安全メールに登録いただいている方は携帯電話の登録数につきましては818件、パソコンなどの端末につきましては325件、計1,143件となっております。

議員よりご提案いただきましたポケベル波につきましてもの活用でございまして。これについて少し私どもも研究させていただく必要があるかと思っております。ただ、知り得ている情報がこちらにあるんですが、これにつきましては議員のご指摘の部分は、恐らくポケベルではなくてポケベル波を使用した情報提供システム、そして専用端末のことであろうかと思っております。これにつきましては、音声ではなくてデータを送信して、データが文字情報として1つの受信機の中で文字情報が流れるのと、それを音声に変換かけて音声として流れる手段、この手段であると思っております。白浜町が現在整備しておりますデジタル化の部分につきましては、デジタルという電波に乗せて音声で流す手段なんです。音声を戸別受信機で受信して音声のま

ま流すという手段でございまして、松田議員のご提案の部分につきましては、国内で1つの会社が整備しておる手段であると認識してございます。情報によりますと、5月末現在では12都県、21市区町ということで、このことから推測できるんですが、基本的には関東エリア。この会社は関東にございますので、関東エリアでシステムを構築して情報手段として提供されてございますので、これが和歌山県、また白浜町にエリアとして提供できるのかどうかということと、我々の進めておりますデジタル化と共通に電波を利用して手段として選べるのであれば効果はあるんですが、また別の情報端末として本体システムから組み入れていくということになりますと、また別の手段という形になりますので、相当な費用がかかるものと思っておりますので、そうしたところも踏まえて研究させていただきたいと思っております。

そして、総務課に関しましては質問5の部分になるかと思いますが、観光防災上の整備についてご答弁させていただきます。

町としましては、最大の産業であります観光の振興上、繁忙期には町人口を超える観光客が来ることを踏まえまして、観光防災に関する対策は重要と認識してございます。町としまして、現在問題点として挙げた観光地、海岸に接している避難誘導看板の随時更新を計画していく中で、外国語表記の付記を検討して進めてございます。

また、平成24年度から2年間避難計画策定に資するワークショップ等を実施しまして、白浜温泉旅館協同組合を中心にそれぞれ宿泊施設や各事業者の観光客を対象にした防災または避難計画の策定に取り組んでございまして、その後も白浜温泉旅館協同組合と協力しながら、観光客等の防災上の対応を協議する観光防災講習会等につきましても継続的に開催しているところでございます。

また、最近の取り組みといたしましては、関西学院大学の都市工学博士の観光防災研究に係る協力の依頼によりまして、観光客の津波避難を着眼とした町内観光事業主、また従業員の方へのヒアリング及び観光客へのアンケート事業、こうしたものに協力をしまして、今後集計、分析していただいた結果から対策案を提供していただけると確認してございます。今後の事業に反映していきたいと、結果をいただいて検討していきたいと考えてございます。

そして、問い10になろうかと思いますが、避難訓練における障害を持たれた方の参加の状況についてご答弁させていただきます。

避難訓練におきましては、各自治会や自主防災会が実施する訓練に危機管理室の職員も参加させていただいてございます。これにつきましては、個人情報の問題もございまして、障害を持たれている方とお名前との情報を照合するというようなことは、非常に訓練の中では難しい部分がございますので、参加率は把握ができていないような現状にございます。防災訓練は、議員のおっしゃるように、できるだけ参加していただくことで、避難にかかる課題であったり避難速度の向上を図れると考えられますので、引き続き各地区の防災訓練に参加しまして、障害を持たれている方々の避難行動にかかる課題についてもご支援できればと考えてございます。

そして、ソーラー発電の関係で避難路、また避難場所のライトの設置ということについてご質問をいただいております。避難路であったりソーラーという部分で、避難訓練での検証をもとに、各区であったり各自治会であったり世帯ごとに経路を決めているというのが現状でございまして、どこを避難路と、ここだけが避難路ということではなくて、個々のご家

庭でも避難計画を決められている方、そういう形で避難路というのは形成されてございます。また、避難場所につきましては、白浜町で150カ所あり、それぞれに避難経路がございます。町民、住民が所有する土地に地元地区、地元自治会等によりまして整備されているものも多数ございまして、避難対策を目的とした事業を行う自主防災組織や自治会等に対しましては、町のほうから補助金を交付させていただいてございまして、災害に強いまちづくりを推進しているのが現状でございまして、町が全ての避難路、避難場所に照明設備を整備するというのは非常に困難でございまして、町が補助してございまして事業費が7割で限度額は50万円の補助をしてございまして、地元自治会のほうで事業の優先順位、また場所の優先順位等を検討していただきまして、この補助金を活用していただき、町としては地元のほうを支援していきたいと、このように考えてございます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君（登壇）

○番 外（民生課長）

松田議員から聴覚障害や視覚障害を持たれた方の数についての質問をいただきました。

聴覚障害や視覚障害を持たれた方が当町にどれぐらいおられるかという質問ですが、身体障害者手帳の所持者数で申し上げますと、平成30年8月末現在で、聴覚障害者が118名、視覚障害者が78名となっております。

引き続き、防災・支援マニュアルの活用についての答弁をさせていただきます。議員の質問の中で紹介のありました和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアルは、和歌山県より発行されたもので、特に地震の際の障害特性に応じた対応方法等が詳しく記載されています。また、日本自閉症協会が発行しています自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブックは、平成23年の東日本大震災を受けて作成されたものであり、自閉症の方に対する場面場面に応じた接し方が記載されております。議員がおっしゃられるとおり、これらのマニュアル、ハンドブックは、災害時に大いに有効活用されるべきものと考えてございます。町としましても、より多くの方にこれらの存在を知っていただけるよう、広報誌やホームページ等を使って紹介していければと考えてございます。

引き続きまして、ヘルプカードの利用促進についての答弁をさせていただきます。

ヘルプカードは、障害者が災害時や日常生活の中で困ったときに提示し、必要な支援や配慮を周囲に求めるために携帯するカードであり、障害者の緊急連絡先や必要な支援内容など本人や家族が書き込めるようになっています。また、内部障害や難病の方など援助や配慮を必要としていることが外見でわからない方に、周りの配慮が必要であるということを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたヘルプマークというものがございます。ヘルプマークの発行事務に関しては、本年7月より市町村で行うこととされ、ヘルプマークを発行する際、必要に応じてヘルプカードの使用を案内することとなっております。

町としましても、ヘルプマーク交付時にヘルプカードの啓発を行うとともに、広く町民の皆様にもヘルプマーク及びヘルプカードの存在を知っていただくため、広報に努めてまいりたいと考えてございます。

引き続き、災害発生時の障害者福祉事業所及び高齢者福祉事業所の連携についての答弁をさせていただきます。

現在、白浜町内8事業所14施設において、災害時等における地域の安心の確保に関する

協定を締結しており、台風、集中豪雨等による災害が発生、またはそのおそれがある場合に、避難所で生活の継続が困難な高齢者、障害者等、支援を必要とする方を施設で受け入れていただいております。これまでも受け入れを必要とする方に対しましては、施設とも十分に連携、調整を行ってきておりますので、協定による一定の体制づくりはできているものと思っております。

今後も、平時から連携を深める中で、スムーズな運用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、災害弱者の避難支援者への対応について答弁させていただきます。

議員の質問ですが、こちらは避難行動要支援者に対する個別計画についての質問であるかと思われまます。個別計画につきましては、議員もおっしゃっていただいているように、支援者になるには大きな責任と使命が伴われるため、選任が大変困難になってございます。それでなかなか進んでいないのが現状となっております。しかしながら、災害弱者に対して大変非常に大切な取り組みであるため、関係機関とも十分協議を行いながら支援者の選任を進めていくとともに、より支援しやすい体制づくり等も考えてまいりたいと思っております。

引き続き、災害発生時の対応に関するケアマネージャーに対する指示及び指導要領についての答弁をさせていただきます。

災害時のケアマネージャーによる避難所としてのショートステイ利用等については、特段町からはケアマネージャーに対して指示や指導は行っておりません。ケアプランの作成を主な業務としたケアマネージャーに対し、町がこうした災害対応に関する指示や指導まで行うということは現状では少し難しいのではないかと考えてございます。ただ、議員からもございましたように、ケアマネージャーによっては災害時における事業所との協定やショートステイ等を活用した避難対策の問い合わせを町へいただくこともございます。その際には町としても個々のケースに応じた提案をさせていただき、ケアマネージャーとともに協議を行いながら、利用者の安全確保に努めているところでございます。

引き続きまして、避難困難者への対応について答弁させていただきます。

ケアマネージャーがつかれていないような方で、早目に安全な場所に避難してもらいたい方への対応としましては、地域の民生委員児童委員が声かけを行ってくださっているケースや、民生課福祉係や地域包括支援センターがかかわっている方につきましては、職員から声かけ等を行うなどの対応をしているケースもございます。こうした個々への対応は、件数から限度もあるかと思っておりますが、今後どのような支援ができるか検討してまいりたいと考えております。

○議 長

番外 建設課長 坂本君（登壇）

○番 外（建設課長）

問い12にございました震災時における避難道にかかる橋の耐震性能についてご答弁させていただきます。

震災が発生した際に避難する道路にかかる橋が耐震性能を有していることは非常に重要でございます。避難所までの経路が地域の方々でもそれぞれに異なることから、現在白浜町が管理する230橋、全てが避難路としての対象となる可能性があります。全ての橋の耐震診断を行い、耐震対策を進めていくことは、財政的にも非常に困難であるため、国土交通省が

定めた道路橋示方書の耐震性能の判断基準に基づき調査した結果、本町が管理する橋のうち耐震補強等の対策が必要である17橋について、今後優先的に対策が必要であると把握しているところでございます。

現在のところ、その対策に必要な耐震診断等の時期については未定ですが、平成25年度の道路法の改正に伴いまして、自治体が管理する全ての橋梁について、日常の通行に支障がないかどうかの点検業務が義務づけをされました。そのため、本町におきましても、管理する道路橋230橋につきまして、平成27年度から平成30年度までの4年間をかけて橋梁点検を実施しているところでございます。今後は、その点検結果により、対策が必要な橋については修繕計画を作成した上で、国庫補助事業の採択を受け、必要な措置を平成31年度より順次取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議員ご指摘のように、耐震補強が必要な17橋につきましても対策を行っていかなくてはならないことは承知してございますが、橋梁点検によって日ごろの通行に支障がある橋から修繕等を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。答弁漏れはありませんか。

それでは、再質問があれば許可します。

8番 松田君（登壇）

○8 番

質問2に対して、再質問させていただきます。

当局の答弁より、防災情報を知る手段として、登録で利用できる安心・安全メールがあり、聴覚障害を持たれた方なども安心・安全メールを登録することで、視覚的に地域の防災情報を知ることができ、視覚障害を持たれた方は、戸別受信機での対応もできると話がありましたが、今現在、障害者手帳を所持されている聴覚障害を持たれた方118人のうち安心・安全メールの登録はどのくらいあるのか。また、視覚障害を持たれた方78人で戸別受信機を利用されている方は、どのくらいおられるのか。

聴覚障害や視覚障害を持たれた方にも、実際に使っていただけるように積極的に利用推進ができればと思います。どう考えていくか、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議 長

松田君の再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま障害を持たれた方の安心・安全メールの登録並びに戸別受信機の利用状況ということでご質問をいただいております。

1点目の安心・安全メールにつきましては、これは白浜町と田辺市が利用しておりますシステムでございまして、民間企業のシステムでございまして、これにつきましては現在1,143件の方が登録していただいております。メールという形で登録していただいております。メール情報のみを保管すると。そこへ町から送ったメールがそのメールアドレスへ流れるというシステムになってございまして、あえて個人の氏名であったり年齢とかそういう情報は持たないようにしてございまして、メールアドレスのみ管理すると。この管理自体も民間事業者が管理してございまして、当然データとして持っていますからセキュリティのほうは確保し

でいただいている状況でございますから、この中に障害者の方が何名登録されておるかというのは承知できないシステムでございますので、我々としてはその数値は把握していないのが現状でございます。

戸別受信機の関係なんです、戸別受信機につきましては、約2,280個設置してございまして、現在はデジタル防災行政無線に変更中で申請手続きをお願いしておりますところでございますけども、現状では2,258件と、現在設置している数と同じぐらいの申し込み状況でございます。このうちに障害を持たれている方の数というのも、実際障害を持たれているかどうかという情報というのは、やはり個人情報の中でも重要な情報になりますので、我々防災対策としても個別的に対応するという情報を仕入れていないところがございますので、この中に何名の方が聴覚、視覚の障害をお持ちなのかという情報、件数というのは把握していないのが現状でございます。

ただ、そうした方々には安心・安全メールでありましたり、戸別受信機というのは大変重要な伝達手段でございますので、周知の方法につきましては、当然広報やホームページ等々で掲載しているのは当然なんです、民生委員の方々でありましたり、直接対応させていただいておりますケアマネージャーさんの方々の情報でありますとか協力いただいて、広く周知していきたいと思っております。

特に安心・安全メールの登録は少し少ないんですが、こうした情報が流れているということは、常に広報のほうで情報提供しておるんですが、実際に登録していただきますと、いろいろな情報が流れてきますので、これを促進していきたいと思っております。

松田議員におかれましても、そうした方々のお声がありましたら、こういう制度がありますということで、また特に戸別受信機はまだまだ受け付けをしておりますので、申し込みされてない方がいらっしやいましたらご周知いただければ幸いです。

そういう取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

再質問に対する答弁が終わりしました。再々質問があれば許可します。

8番 松田君（登壇）

○8 番

質問は以上ですが、最後に、当局におかれましては、今後も障がいのある方へのご支援と災害時における災害弱者の避難誘導の取り組みに努めていただきますよう提言をさせていただきます、以上をもって私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって、松田君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11時51分 再開 13時00分）

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君（登壇）

○10 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は7番 堅田議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

なお、明日の開会時間は午前10時ですので、よろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

12番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は90分です。まず1点目の地方税の徴収についての質問を許可します。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

それでは、一般質問をさせていただきます。

地方税の徴収についてということでありますけれども、特にきょう午前中、年金や給与の差し押さえなどについては丸本議員から質問をしておりますので、個人事業主、中小業者の方々に対する滞納のことについてお尋ねいたします。

もとより国民は納税の義務があります。納税義務者のうち、いわゆる事業者、もちろん個人事業主、なかなか仕分けがしづらいというふうなこともお聞きするわけなんですけれども、納税義務者のうち事業者は何件ありますか。また、そのうち滞納している事業者、個人事業者などは何件でございますか。このことについてお尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員より地方税の徴収について、主に個人事業主等の事業者数あるいは滞納件数についてのご質問をいただきました。

当町では町政の運営に伴いさまざまな財源確保策を検討しているところではございますが、基本は既存の税体系の中でできることを最大限に行い、主要財源である税収の確保を図ることが重要な責務の一つであると考えているところでございます。例えば町税の徴収率の向上を目指して納期内納税の推進、県内統一した特別徴収の推進、税務広報等の充実等、その取り組みの強化をしているところでございます。

一方、滞納整理につきましては、税制度の根幹である税の公平性を担保し、納税秩序を維持するという役割があり、滞納整理はこのような観点からきわめて重要な行政施策であると考えています。

また、税金につきましては、それぞれの所得や資産、消費における担税力により行政サービスの原資を地域住民の皆様が共同して負担し合うために徴収されることとなります。そのため、負荷された税額は負担の公平性から基本的に全て収納されることが望ましいと考えており、滞納が発生した場合は、このことを職員は念頭に置いて徴収業務に努めているところでございます。

詳細につきましては担当課長から答弁させていただきます。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

個人事業主の方の滞納件数についてご質問いただきました。

法人町民税は資本金、従業員数等で課税をしておりますが、その他の税は大企業、中小企業、個人事業主等の事業規模に応じて課税はしておらず、例えば個人事業主の場合、住民税は個人として課税されております。よって、その件数は把握できませんのでご理解賜りますようお願いいたします。

ただ、平成29年度町税に係る納税義務者数は4万6,540人ございます。そのうち滞納繰越者数は1,078人となります。

○議 長
12番 廣畑君（登壇）

○12 番

今お答えをいただきました。事業者数は、今もおっしゃられたけれども、納税義務者は4万6,540人でございます。そのうちの千人余りが滞納繰越であるということでもあります。

さて、こうした滞納されている方に納付相談を行っていると思うんですけども、その納付相談についてどのような内容、どのような相談を行っているのか、このことをお聞きしたいと思います。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

納付相談についてのご質問をいただきました。

滞納者の方からの問い合わせ、相談等は日々行っております。そのときの状況を具体的に説明させていただくことは、地方税法で禁じられている秘密漏えいに抵触すると考えられますので、一般的な説明をさせていただきます。

税の納付期限が過ぎ、滞納が発生した場合には、20日以内に督促状を発送いたします。その後も納付がない場合は、催告書を送付して、再度納付の督促をさせていただく場合があります。これらの通知により、ご本人からは、課税の内容、滞納の内容、納付の方法、調査や滞納処分に関する事等々、滞納状況も個々に異なり、その内容もさまざまとなりますが、このような相談をさせていただいているところでございます。

○議 長
12番 廣畑君（登壇）

○12 番

今から提示しますけれども、このような例があります。

滞納金明細書によりますと、この個人事業者は住民税が滞り始めたのが町発注の事業の下請けで参加したときであります。もう既に十数年たっておりますけれども、このときから滞納が発生しておるのだということでもあります。その事業請負額の費用の49%の回収しかできずに困っておったというふうなことであります。その後、働いて返そうとしましたがけれども、借り入れもしましたということでもあります。このようなときに、滞納金明細や督促状な

どが送られてきて、納付相談というふうなことになっていくと思うんですけれども、例えば分納のほかにもどのようなことがあるんでしょうか。先ほども国税徴収法などの話が午前中にありましたけれども、納税緩和制度というふうなこともあるというふうな話しかけもするんでしょうか、どうでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

個人事業者の方の具体例を挙げたご質問をいただきましたが、先ほどもご説明しましたとおり、個人が特定されるおそれがあり、地方税法の秘密漏えいに抵触することも考えられますので、一般的な説明をさせていただきます。

ご本人からお電話をいただいた場合には、ご自身から未納の理由や生活状況、収入の状況などをお話しくださる場合もございます。また、お話がなかった場合には、こちらからお尋ねして現在の状況を確認しております。そして、直接お越しになった場合にも、同様に面談を行わせていただいて、生活状況や今後の考え方、納税の意思などを確認しております。その内容は、必ずその都度書き加えて交渉記録として保存しており、その方の生活状況の把握やその後の事務手続を進める上での判断資料の一つとしています。

これら納付相談において生活の状況や経済的な話などをお伺いする中で、病気や高齢で収入がない、頼る方もいないなど、明らかに納付が困難な状況であると判断した場合には、一旦時間を置かせていただいた上で、納税の猶予なども検討しているところでございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

そういう中で、今の答弁にもありましたけれども、納付が困難な状態であるというふうなことであったら、時間を置かせていただく場合もあるということでもあります。

事業者の生活や、特に個人事業者、中小業者でありますけれども、そうした事業者の生活や営業実態の把握は行われていますか。差し押さえのために訪問するのではなくて、もちろんその間にすぐに差し押さえというふうなことではないのは重々私もわかっておるんですけれども、先ほども91%の人が皆さんきちんと納付期限を守って納税をしていただいております、こういうお話でありました。確かにそのとおりでありますし、国民は納税の義務があるということでございます。

しかし、さまざまな人がおるといっても、そういう人ばかりではないですけれども、現実であります。そうした中で、差し押さえのために訪問するというのではなくて、現場の事業所や自宅を訪問して、営業の実態把握、そして滞納されている方の生活実態を認識して、いつまでも働いていただく、そして税を完納していただく、こうした方向で預金の差し押さえは営業の通帳は押さえない。中小業者の数を減らすのではなくて、やはりこれでいきますと離職を伴って、きちんとした資料は持っていませんけれども、個人事業者が町内でもそれぞれの商店など私たちの町内でも閉まっているところがだんだんふえてきてございます。そういう意味でも中小業者の数を減らしていくということではなくて、こうした方向で、こうした方向というのは、生活実態をきちんと見て完納していただいて、いつまでも働いていただくと納税していただく、そういうことでございますけれども、安心して納付していける、

そういう取り組みをしていただきたいと思います。

実際、県内でもそうした自治体がございます。こうした点について、どのように考えますか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

個人事業者の方の実態調査と滞納処分についてのご質問をいただきました。

滞納者の方の実態調査につきましては、本人からの聞き取りだけではなく、必要に応じて所在の調査、関係先の調査、官公署調査、税務署調査、金融機関調査、保険契約調査、給与・年金調査、取引先調査等々さまざまな調査を行い、その把握に努めておりますが、財産の状況等が明らかでない場合や財産が発見できない場合には、滞納者の住居その他の場所において捜索を行ってございます。それにより、生活の状況がより具体的にわかり、その方に応じた対応を進めることができると考えております。

また、滞納処分は個人事業主を減らす目的で実施しているわけではございませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

差し押さえでちょっと打ち合わせできてないんですけど、以前8月でしたか7月でしたか、車の差し押さえで地方新聞の一面を飾りました。やはりあはしたことを見ると、該当する人はもちろん、私自身も、えっと、すごく胸が締めつけられる思いがします。というのは、やはり見せしめとしてこういうのをここまでするのかとびっくりしたんです。税金を払わんのはほんまに悪い。それはわかりますけれども、いろんな仕事がある。いろんなことを活動している。いろんな性格もある。そういうふうなことを、やはり心にとどめておいていただきたいと思いますと思うわけであります。

さて、町長にお尋ねしたいと思います。

国民は納税の義務があります。また、一方で、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利もあります。蛇足ですけども、今、関西テレビでやってますけれども、生活保護のこともあります。先ほどの丸本議員への答弁の中で町長が述べていましたけれども、滞納の要因として、やはり経済的、社会的な問題、こうしたことも要因としてありますというふうなことをおっしゃられていた。これは私も同感であります。5年ほど前から大分滞納処分してきた。わかります。やはり仕事がない、あるいは所得がない、そういう中でほんまに皆苦勞しています。仕事がない、そういう状況の中で、県内あるいは県外の滋賀県の野洲市、以前質問したときにも税務当局と話はしたんですけども、これは言えませんが、県内にも滞納した人に寄り添ったそういうシステム、いわゆる立ち直らせていく。生活保護が必要な人には生活保護をしていく、そして立ち直っていただいて働いてもらう、そういうシステム。市ですから福祉事務所もありますし、いろんなことができると思うんですけども、そういうことをやはり研究しながら、法の執行をしながらそういうことも加味しながら運用をしていただきたいと思います。

やはり町長として、この町の首長として、どのような町民の方に対するサービス、施策を

していくかということはもちろんでありますけれども、どうした徴税をしていくか、住民に寄り添った徴税、そういうふうなことが必要だと思います。中小業者が滞納金を支払い、仕事もしていける、そうしたことについてぜひ研究をしていただきたいと思います。ほんまにきちんと地方税が払えていける、こういう町であっていただきたいと思うわけであります。

最後に、町長にこうしたことについて、やはり税務課長が幾ら思うても、よっしゃ、これでいけど、こういうことでなかったらあかんと思いますので、町長の見解、考えをお聞かせください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

廣畑議員より白浜町の徴税のあり方、地方税の徴収についてのご質問でございますが、まず平成29年度の現年課税分の徴収率でございますけれども、町税で99.1%でございます。この率からもおわかりのように、多くの納税者の方々はさまざまな諸事情がある中で、税は納めなければならないことと捉えていただき納税義務を果たされていることと思います。そのような多くの納税者の皆様が納めていただいている各種税金などが貴重な財源となつて、町が行うさまざまな公共サービスが維持でき、そしてまた提供されているのかと考えています。町税などを滞納するという事は公共サービスの低下を招くばかりか、納期内納付している多くの方との公平性が保てないことも先ほどから申し上げているとおりでありますのでご承知いただいていると思います。

ただ、こうした中でも、先ほど担当課長の答弁にありましたが、本人ご自身に資力がない、あるいは非常に経済的に困窮している、滞納処分ができない等の場合は、一旦時間を置かせていただいた上で納税の猶予も検討しているところでございます。

そんな中で、今後につきましては、滞納処分の実施に当たりましても、法令を遵守し、納税者の方々の生活状況等の的確な把握に努めてまいりたいと考えております。そして、個別な具体的実情を十分把握した上で、滞納管理を適切に行うとともに、常に慎重な対応を求められていることを忘れず、税の公平性及び財源の確保に向け、引き続き取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

ぜひほかの自治体の取り組みにも学びながら、徴税あるいは徴税の緩和に取り組んでいただきたいと思います、このように思います。もちろんそういう町の徴税のシステムというのは皆さんが考えて実際に行動しながら組み立ててきておるんですけれども、そこへ向いて、やはりよそが町民、住民をどれだけ大事にしておるかというふうなことも、ぜひ、行くなり何なり、あるいは話を聞くなりして、そういう先進地、住民の命を守っていくとか相談に乗っていく。やはり自分が悪いのやけど、死のうかと思うたとか、心が折れたとか、いろいろ納税者、滞納してある人は思うんです。私もその方だけではないですけどもそういう相談もあります。やはりぜひ、そうしたことに先進地に学びながら徴収の仕事をやっていただきたいと思います、取り組んでいただきたいと思いますということを申し述べまして、このことについて終わります。

○議 長

以上で、地方税の徴収についての質問は終わりました。

次に、2点目の補助金問題についての質問を許可します。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

それでは2つ目の補助金の問題についてお尋ねいたします。

町が各種団体に交付している補助金等の使途については、毎年度実績報告を提出していただいて、その団体の会計の中でこの補助金等の支出が適正であるかについて、検査して交付していると思われます。団体によっては繰越金が年々累積し、補助の必要がない、こういう場合もあるのではないかと。補助金等交付の現状はどうでしょうか。まずこのことについてお尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ご質問の補助金等に係る交付の現状についてお答えさせていただきます。

本町では補助金事務に係る見直しを図るため、平成23年度から平成25年度に3カ年をかけまして、各種補助金の調査及び所管課のヒアリングを実施するとともに、補助金事務の基本事項を定めることを目的としまして、白浜町補助金等交付規則や白浜町地域社会総合振興対策補助金交付要綱等の関係規定を整備するなど、各種補助金に係る事務の適正化に取り組んだところでございます。補助金の交付に当たりましては、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、本町が交付する補助金等につきましては、その際に、制定等を行いました、白浜町補助金等交付規則及び白浜町地域社会総合振興対策補助金交付要綱並びにその他関連する要綱等に基づき実施しているところでございます。

続いて、繰越金の取り扱いについてでございますが、町補助金に係る繰越金が補助率の3分の1以上となる団体への補助金額を縮減するよう、白浜町地域社会総合振興対策費補助金事務処理マニュアルに定めているところであり、各補助金所管課におきまして、当該マニュアルに基づいた対応をしているものと認識しているところでございます。

また、当初予算編成時におきましても、予算編成要領に補助金要求に係る注意事項を定めるとともに、100万円以上の運営に係る補助金については、別途資料を徴し、繰越金の状況を確認するなどの取り組みを行っているところでございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

今補助金等の交付について、あるいは現状についてお聞きしました。

補助金等については、そうした町長が今言われた実績報告などを精査して厳正に対処していただいておりますというふうに思いますが、過日の第2回定例会で同僚議員の質問もありました和歌山南漁協の補助金等の問題について、漁協の第三者委員会の報告がその後ありまして、それに基づいて町としての調査が始まるということでもあります。この漁協の調査、実績報告を精査して申請額と交付額などを検査し、厳正に対処していただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ご指摘いただきました各種補助金等の適正執行についてでございますが、活動実績につきましては、白浜町補助金等交付規則等に基づき、補助事業などの成果を記載した実績報告書等に加え、必要に応じて領収書、納品書や写真の提出を求め、補助金交付の適否の確認を所管課において行っているところでございます。今後、より適正な補助金の執行を図るため、補助金関係規定及び事務処理マニュアル等関係資料を再確認するよう、機会を捉え指示してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

1 2 番 廣畑君（登壇）

○1 2 番

特にこの和歌山南漁協の問題については、さまざまな報道機関でも報道されました。補助金等の返還を求める、精査と検査に基づいて補助金等の返還を求める。このことはきちんと求めていただいて、漁業者や住民の声に答えていただきたいと思っております。このことについていかがですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

和歌山南漁業協同組合における補助金問題につきまして、4月20日に町民の方とその代理人である弁護士が来庁されまして、町に対してこのような指摘をいただいたところでございます。それを受けまして、町から和歌山南漁業協同組合に対しまして、組合としての適切な対応を求めるとともに、それに伴う事実確認の報告を依頼したところでございます。

その後、組合では、組合関係者以外の第三者による調査委員会、いわゆる第三者委員会を設け、この問題の調査を行っていたところですが、去る8月7日にこの調査の結果としまして意見書の提出があったところでございます。

町といたしましては、今後の対応としまして、まず、この意見書をもとに、町の保存書類との精査はもちろん、関係者の事実確認をするなどして、町としての調査を行い、改めて組合へ適切な対応を求める方針で取り組んでいます。

その結果、補助金の返還が必要であるとされる場合には、補助金返還相当分の補助金返還を求めることは当然のことであると考えてございます。

○議 長

1 2 番 廣畑君（登壇）

○1 2 番

やはり行政として町民の信託に答えていただきたい、このように思うわけであります。

ぜひ調査、検査をして、そうした補助金等の返還ということが必要であればきちんと返還をしていただく、こういうことを行っていただきたい。こう申し上げてこのことについての質問を終わります。

○議 長

以上で、補助金問題についての質問は終わりました。

次に、3点目の空地の適正管理と空き家対策についての質問を許可します。

12番 廣畑君（登壇）

○12番

空き地の適正管理と空き家対策についてお尋ねします。

適正な管理が行われていない空き地が多く見受けられます。小動物や蚊やハエ、ハチなどの害虫の生息場所となり、ごみの不法投棄につながりやすく、枯葉などから不審火のおそれもあり、生活環境の悪化をもたらし、近隣住民は大いに迷惑を受けています。町はどのように把握していますか。また、職員によるパトロールなどを行っていますか。いかがでしょうか。

○議長

長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番外（生活環境課長）

ただいま廣畑議員より空き地の適正管理の状況についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、不良状態にある空き地は不快害虫の発生やごみの不法投棄、不審火の原因にもつながります。

白浜町では、空き地の清潔保持に努め、もって良好な生活環境の保持及び観光環境の改善に資するため、空き地等の清潔保持に関する条例を制定しております。また、法令においても土地等を清潔に保つことが義務づけられており、空き地等の占有者または管理者は土地が不良状態にならないよう清潔に保ち、適正な管理に努めていただくことが責務となっております。

町の対応としましては、苦情箇所を中心に条例に基づき、当該空き地所有者、管理者に対しまして要請文書とともに現況写真を送付し、管理指導を行っているところでございます。要請後におきましては、見回りによる該当箇所の状況確認を行い、1カ月をめぐりに対応しない所有者に対しましては再要請、再々要請と対応するよう継続して通知・指導に取り組んでおります。また、なかなか要請に応じない場合は、簡易書留により早急な対応を図るよう厳しく指導を行っているところでございます。

○議長

長

12番 廣畑君（登壇）

○12番

所有者や管理者に対して草刈りなどの要請を行っているというふうなことであります。住宅のそばにある空き地、苦勞して所有者に連絡して草刈りをしてもらっても草がすぐに繁茂してしまいます。年間数回などの定期的な季節的な取り組みになりませんか。どうでしょうか。

○議長

長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番外（生活環境課長）

雑草の刈り取りにつきましては、議員がおっしゃられるとおり、年1回の刈り取りではすぐに繁茂してしまいますので、刈り取り要請時において年間を通した定期的な手入れを実施するよう要請しております。町では年間二、三回の刈り取りを推奨しています。そのほか、遠方や高齢等により自主刈り取りが困難なケースもありますので、シルバー人材センター等

の情報を記載しているところでございます。

なお、現在実施している対策としましては、自主的な管理を推進する目的として、町のホームページ、それから広報誌への掲載による呼びかけや、例年要望がある箇所、前年度における要請箇所の土地所有者、管理者に対し雑草が繁茂する時期の前に空き地等の適正な管理についての啓発チラシを送付し、占有者の適正管理義務の周知、啓発の強化を図っているところでございます。

送付後におきましても、雑草の繁茂時期には現況確認を行い、適正に管理されていない場合は現況写真を添付した適正管理要請文書を送付しております。今後も継続し、管理義務に対する意識向上を図ってまいります。

空き地の適正管理につきましては、数多くの相談や苦情が寄せられており、担当課としましても対応に苦慮しているところであり、土地所有者、管理者のモラルに左右されるところではありますが、今後も住民からの協力や理解を得ながら、引き続き啓発指導を行い、管理指導に努めてまいりたいと考えてございますので、議員におかれましても引き続きご指導、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

次に、空き家対策についてお尋ねします。

地方紙で高齢の方が亡くなられる告知が多く感じられます。それに空き家が目立ってきているように思われますが、そうした住人のいない家屋が老朽化し、近隣住民や住宅に被害が及ぶ無住の住宅や家屋がどれほどありますか。いかがでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

廣畑議員から空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

総務省の平成25年度住宅土地統計調査によりますと、全国の住宅戸数6,063万戸のうち約820万戸が空き家であり、空き家率は13.5%となっております。和歌山県全体での空き家率は18.1%で白浜町では11.0%となっております。白浜町では、平成28年度に全町域を対象に空き家実態調査をした結果、空き家と想定される家屋は1,272棟存在し、そのうち倒壊のおそれがある緊急度の高い建物が107棟あることが判明しております。

町としましては、これまでに所有者が特定できた49件について、早期対策を依頼する文書を発送し、このうち27件について修繕や除却等の対応をしていただいているところでございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

倒壊のおそれがあるのが107棟あると、28年の調査であります。それらの27件は対応していただいておりますということでもありますけれども、それらの住宅107棟全体でありますけれども、迅速に撤去するための条例化に取り組んではいかがでしょうか。また、撤去を

進めるために撤去費用の補助金創設、こうしたことも考えてみてはどうなんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

空き家を迅速に撤去するための条例に取り組んではいかがかということでご質問をいただきました。

現在、町では平成28年度に実施しました実態調査の結果に基づき、危険度の高かった物件及び近隣の住民等から苦情が寄せられている物件を優先的に所有者の特定をし、対策を講じていただけるよう依頼文書を発送するなどの対策を行っております。また、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町の空き家対策に関する基本的な考え方、方向性や対策を示す白浜町空き家等対策計画を現在策定中のございまして、今後はその計画に沿って空き家等の適正管理や利活用の促進等の対策を総合的に進めていきたい、このように考えております。議員からご提言のあった町条例の制定につきましては、条例を制定している他の自治体の事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

撤去を進めるために、撤去費用の補助金創設のお話もございまして。

現在白浜町におきまして、空き家の除去に対する補助制度はございませんが、空き家の所有者等から補助制度についての問い合わせも多くございまして、町としても所有者の負担軽減を図り、空き家の除去を推進していく上で除去費用の支援は必要であると考えております。現在、平成31年度当初からの制度実施に向けて、国の財政支援措置や他の自治体の事例等を参考に、補助制度の検討を進めております。内容が決まり次第、空き家対策計画とあわせて議員の皆様にもご説明をさせていただく機会を得たいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長 長
12番 廣畑君（登壇）

○12番

細かいですけれども、対象の空き家からの落下物とか、瓦が落ちてきたり屋根瓦のふいた下の野地板が落ちてきたりというふうなことがあります。そうした落下物などの人的物的被害の防止のために、こうした基本計画をつくって補助事業もやっていくということでありますけれども、それまでに至るまでに緊急の必要性のある最小限の養生が、町としてこれはほんまに危ないというところが何か所かあると思うんですけれども、そうしたことについて最低限のお金でして、そしてまた終わってから所有者に求めていくというふうなこともありだと思っんですけれども、そうしたことというのはどうなんでしょうか。できませんでしょうか。

○議長 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

既に近隣に被害を与えているとか、与える危険性があるというような緊急を要する案件に対しましては、町が応急的に講じられることができるような対策がないかということも含め

て、近隣、また先進地のいろいろな情報を研究して、条例制定につきまして、他の自治体のことも検討させていただきまして、今後取り組みを進めたいと思います。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

やはりこの間の台風などいろいろと心配することがございます。あと半年の中で基本計画を策定していくわけですけど、そういう計画の策定の中でやはりこういうことはしていかなんということ、また検討していきたいし、これから北西の風が吹く時分に変化をしていくわけですけども、そういうふうなことで養生ができないのかということも検討していただきたいと思います。

これで、この質問は終わります。

○議 長

以上で、空地の適正管理と空き家対策についての質問は終わりました。

次に、4点目の資源の回収についての質問を許可します。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

4点目であります。資源回収のことについてお尋ねします。

以前から要望が上がっていました高齢者等のごみの個別収集が、担当課の提案で関係課と協議して、一定の条件を満たす世帯の方に実施していく、そういう取り組みが行われるとお聞きしまして、住民サービスの向上と歓迎したいというふうに思います。

そこで、さらに一歩進めて、小型家電の回収を資源の日にできませんか。業者に引き取ってもらうにもやはり小型家電は料金がなくて、毎年環境フェアで引き取っていただいておりますけれども、工夫をしてこのサービスはできませんか。また、ことし行われた6月の環境フェアの様子も含めていかがでしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

ただいま小型家電の回収を資源の日にできませんかと、今年の環境フェアの様子とあわせてのご質問をいただきました。

まず、ごみと環境フェアですが、今年度は6月17日の日曜日、18日月曜日に開催しました。計660名の方にご参加をいただきまして、にぎわいを見せたところでございます。会場では、ごみと環境問題の現状、環境保全に対する取り組み事例、環境に優しい製品、それから白浜町内におけるごみの不法投棄の実態等の提示や環境問題を身近なものとして理解いただくことを目的に、環境保全、公害防止に関する標語とポスターを募集し、展示いたしました。標語につきましては214名、ポスターについては226名の応募がありまして、全作品を展示するなどして、町民の皆さま向けに、フェア全体で環境に対する意識の向上や、ごみ処理や資源の大切さを感じとっていただけるよう取り組みを進めているところでございます。

議員のおっしゃられる小型家電とは、議員ご承知のとおり、家電リサイクル法に定める品目、これが洗濯機であるとか冷蔵庫、テレビ、エアコン等になるんですが、その品目を除く

電化製品や電子機器類のことですが、一部の品目を除き、このごみと環境フェアにおいて平成27年度より回収を実施してございます。今年度で4回目となったところでございます。今年度におきましては、その小型家電は総量1,813キログラムの小型家電を回収し、それぞれ適正な処理ルートに乗せることができました。資源の日に小型家電を回収するということになる、回収体制や資源ごみステーション等におけるスペース的なこと、それから流通等の点で課題がございまして、現状ではこういったイベントの中で回収していく方法がよいと考えるところであります。今後、新たに小型家電の回収ができるようなイベント等を検討していきたいというふうに考えてございます。

現状では、環境フェアでの回収のみとなっておりますが、できるだけ環境フェア開催の際に持ってきていただいて、会場を見学していただければ幸いと思っております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

この小型家電は、最近安いのを買ったりしてすぐにあかんようになる場合もあります。やはり家へたまってくる。それを業者に持っていくと、1つ1,000円とかいうふうな具合でとられていくわけです。なかなかたまらなかつたら持っていかないわけなんですけれども、こうした環境フェアの中で回収するのは4回目ということでもありますけれども、やはりこの取り組みはええなと思いますので、なかなかお金の要ることではありますが、そうした住民サービスということでも、やはりことは高齢者、障害者のごみの個別収集に取り組んでいっていただくということでもありますので、こうしたこともまたふやしていっていただきたいと思っております。検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次に、容器包装プラスチックについてであります。

自宅で1カ月間プラごみ、容器包装のプラスチックの回収ということになるわけですが、やはり1カ月の保管となりますと大変かさばって部屋の一部であります。占領してしまいます。そこで、容器包装プラスチックの回数を月2回、こういうふうにならないものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

ただいま容器包装プラスチック類の資源回収の回数が月2回とならないものかというふうにご質問をいただきました。

毎月1回、資源ごみの日に回収している容器包装プラスチック類につきましては、現時点では町外の業者へ処理を委託し、燃料等への再資源化を図っているところでございます。収集の際は選別を行いながら収集車へ積み込みをするため、通常のごみ収集よりかなり時間を費やすところでございます。収集回数をふやすとなれば、収集車両の増車、それから収集作業員の増員、専用回収容器の追加購入等の対策が必要となり、現在の清掃センターの体制では収集回数をふやすことは非常に困難であると考えております。

また、容器包装プラスチック類を専用の指定ごみ袋等で回収を行っている市町もありますが、町がそうした回収方法を開始した場合、余分な資源の投入と収集作業員の増員等が必要となる上、専用指定ごみ袋の購入に当たり、住民の財政的な負担も考えられるところでござ

います。専用指定ごみ袋での回収につきましては、今までの白浜町の取り組みに合わないというような回収方法となってしまいます。現状では、資源ごみの日以外のごみの搬出につきましては、清掃センターへの直接搬入をご利用いただければと思います。

以上のことから、今後の検討課題としたいと考えますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

1 2 番 廣畑君（登壇）

○1 2 番

やっぱり何とかできんものかというようなことでありますが、かなり人も要るように思いますので、ぜひうまくいくような形で考えていただけたらと思います。

これで、この資源回収についての質問を終わります。

○議 長

以上で、資源の回収についての質問は終わりました。

次に、5点目の障害者の雇用についての質問を許可します。

1 2 番 廣畑君（登壇）

○1 2 番

最後の質問となります。障害者の雇用についてお尋ねいたします。

この夏過ぎくらいから、障害者雇用促進法では障害者を一定程度雇用しなければなりません。中央省庁では障害者の雇用水増し問題から波及しまして、地方公共団体での障害者の雇用問題、和歌山県は再調査して不適切算入があったと最近発表しましたが、障害者や障害者団体の人たちは大変憤っています。私たち白浜町の場合はどうでしょうか。遵守できていますか。このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

廣畑議員から障害者の雇用についての質問をいただきました。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、民間企業、国や地方公共団体などに対し、全雇用者の一定割合以上の障害者を雇用するよう義務づけられています。当町におきましても障害者が普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる共生社会の実現のために障害者の職業の安定が図られるよう、雇用を行っているところであります。

また、同法では、毎年障害者の職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならないこととなっており、本年におきましても報告を行ったところであります。新聞紙上等では、中央省庁及び県でも障害者雇用の水増しが問題となっていますが、当町では国のガイドラインに基づき適正に報告を行っております。

○議 長

1 2 番 廣畑君（登壇）

○1 2 番

町ではそういうふうな法令を遵守して、きちんと雇用しておるということでもあります。

やはり新聞など報道で見ますと、皆さんそうだと思いますが、びっくりしたと思うんですが、厚労省がそうかというふうなこともあります。やはり基本は障害者団体の方々は、でき

ることなら障害者を新規に雇い入れたくない、こういうふうな本音がこうした中央省庁、あるいは該当の自治体に垣間見られる。やはり障害者差別と言わずして何と云うのだろうかということで、その談話が載っていますけれども、私は調べてないですけれども、障害者の雇用ができて随分長いですし、地域で障害者を受け入れてどんどん交流をしていく、生活をしていく、そういう環境、施設からやはり地域へ出ていくというふうなこともありますし、そういう思い、願い、みんなで共有していくということが自治体として白浜町としてどういうふうに取り組んでいくのだというふうなことだと思います。幸い、我が町は法令を遵守しておるということでもあります。こうしたことをやはり、その上限にとらわれず、有能な人材を招き入れて雇用していく、こういうことが必要ではないかと思えます。

このことについて、これで私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。
休憩します。

(休憩 13 時 58 分 再開 14 時 10 分)

○議 長

再開します。

7 番 堅田君の一般質問を許可します。

堅田君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は約 60 分です。まず 1 点目の白浜駅周辺の活性化についての質問を許可します。

7 番 堅田君（登壇）

○7 番

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に沿って質問させていただきます。

まず冒頭に、先日の台風 20 号、また 21 号の災害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興されますようお願い申し上げます。そして、一般質問のほうに移らせていただきます。

ことしは例年になく猛暑の平成最後の夏が終わりました。白浜の基幹産業である観光も多くの方が白浜を訪れ、地域経済に大きな経済効果を与えたと思えます。

しかしながら、白浜の夏の絶好のアピールとなる海開きが 5 月 3 日でなくなったことによる宣伝効果はどうだったのかなと思っています。

現在、千葉県九十九里浜では 4 月 29 日に海開き式といって関東で一番早い海開き式をうたっていて、現在、白浜が 5 月 3 日で本州で一番早い海開きと言えなくなってきているところです。海開きと海水浴場開きは意味が違うということですが、いち早くマスコミに取り上げられ、温暖な白浜が関西一円、また関東にアピールできる効果は非常に大きかったんじゃないかと思えます。特に商工関係による観光に携わる地域経済に大きな効果が期待できていたと思うので、来年度からはぜひともゴールデンウィークごろに海開きができるように求めていきたいと思っています。

さて、その観光客の多くは、観光課の先日出されました白浜周辺等海洋活用計画で示された数値で分かりますように、車で来泉される割合が高く、紀勢道南進に伴う南紀白浜インターチェンジから 7 月 8 日に開通しました県道 34 号白浜温泉線、通称白浜空港フラワーラインの開通により、快適にスムーズに関西圏から白浜温泉の中心街に来られることとなり、渋

滞緩和の観点からもストレスなく来ることができて、観光のお客さんに好評だったんじゃないかと思っていましたが、先日、9月2日の白浜空港開港50周年のブルーインパルスが来たときには、思いのほか車が集まって、フラワーラインを中心というか、田辺からもすごい車が集まってしまって、高速道路までも渋滞が続き、大渋滞を起こしてしまったということですけども、その辺は何が原因だったのか。通告はしていませんけども、また今後のためにもデータ分析や検討、検証をしていただきたいと思ってます。

また、陸路から空路においては、白浜空港50周年を迎えた先ほどのブルーインパルス、空の日フェスタ、またパンダ効果や空港民営化などから、今後、空から来られるお客さんも期待できる場所ですし、国際線などによるチャーター便などのインバウンドの受け入れなどからも、観光産業としての白浜に大きな効果があると期待しているところでもあります。

陸路の玄関口のフラワーライン、空路の玄関口の南紀白浜空港、そして今回質問したいところの観光地白浜の玄関口JR白浜駅についてはどうなのかというところなんですけども、昭和8年、今から80年以上前に白浜口として開業し、昭和40年に白浜駅と改称され、昭和60年に現在の駅舎となっております。もう既に30年たっているということになります。私も地元で、小学校、中学校のころは駅前を通り、通学して、高校のころなどは雨の日などは通学のときJRを利用してきたものです。そんな白浜駅ですが、この歴史を振り返ってみますと、ほとんど現在とその周辺の建物などが変わっていない状況です。決して変わることがいいというわけじゃないですけども、時代に合ったように変化していくべきではないかと思うんですけども、そこで町長に質問なんですけども、玄関口としての白浜の空港、フラワーライン、そして白浜駅についてどういうふうな役割があるのか、町としての認識をお聞かせください。

○議 長

堅田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま堅田議員から白浜の玄関口である白浜駅についてのご質問をいただきました。

私たちの白浜町は、人口2万2,000人弱の小さな町ですが、そこに年間330万人前後の観光客が訪れます。道路網の整備も進み、圧倒的に自動車で来られる方が多いところですが、白浜には南紀白浜空港もあり、鉄道もありと観光面からも大変恵まれた環境であります。空港の民営化も現在進んでおりまして、道路につきましては、南紀白浜インターチェンジからアクセス道路としての白浜空港フラワーライン線も完成いたしました。鉄道にしましてもパンダ列車人気もございますし、インバウンドのお客様の増加もありまして、これからは観光、物流、移動の手段に鉄道は欠かせないものであると認識をしております。そのほかにもこの白浜町につきましては、やはり空の玄関口である空港、陸の玄関口である鉄道、そしてまた道路、この3つの要素はこれから日帰りのお客様を迎えるにしても、宿泊のお客様を迎えるにしても、大変重要な3つの玄関口である鉄道、空港の飛行機、そしてまた車の利活用については、これからは白浜町にとっては大きな財産であり、これからの交通の大きな核になるというふうに考えてございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

観光のお客さんは白浜に何を求めて来ているのか。そして、何をしに来ているのか、その第一印象になるところが、今言いました玄関口にあると思います。お客さんが白浜に来て、南国に来たなど、住んでみたいと言われるような自然豊かな景色だとか、白浜町が観光客に最初に与えるおもてなしの場所だということだと思っています。そういうところでないといけないとも思っています。

私たち白浜町は、観光で来られた皆さんを歓迎しますよと、私たちがおもてなしをしますという気持ちがないといけないかと思っています。

白浜町は、平成12年にハワイのワイキキビーチと姉妹浜提携を結んでいます。ハワイの玄関口といえばホノルル空港、私も機会があつて昔ハワイに行ったことがあります。空港を出てすぐに南国、異国の雰囲気が高い、ハワイの民族衣装を着た女性の方がランの花で髪を飾って迎えられ、レイをかけられ、それだけでハワイに来たなというふうな気持ちで、わくわくやどきどきや楽しさを感じられたものです。それほど玄関口というのは大事なところではないかと思うんですが、井瀬町長におかれましても、以前ハワイのほうでお仕事、また住まわれたことがあるということですので、何かそういうところについて思うところはありますでしょうか。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外 (町 長)

私自身も仕事の関係上、ハワイで働き、暮らしておりましたが、議員がご指摘のように、観光客に対してのホスピタリティは、ハワイは大変すばらしく、私たちの町も見習わなければならない点は多々あると思います。町も、空港にチャーター便が来たときや白浜駅に臨時の団体列車が来たときには、経済団体と協力して宿泊施設のおかみさんやゆるキャラのお出迎え、レイのプレゼント、川添茶のふるまいなどをしておりまして、大変お客様にも喜んでいただいていると考えています。全ての方に歓迎、お出迎えは難しいところではありますが、今後もより一層、気持ちのこもったおもてなしができるように、ホスピタリティを充実できるように経済団体とも連携していきたいというふうに思っております。

ワイキキと2000年、そしてまたホノルルとの提携が2004年ということで今日に至っておるわけでございますけれども、これからもやはり先進地観光地でありますハワイ等の有望な観光のリゾート地のことについても参考にしながら、今後、おもてなしの充実、強化に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

7番 堅田君 (登壇)

○7 番

世界有数の観光地であるハワイと白浜とを比べるというのもあれなんですけども、そういうところから学ぶところは大きいと思います。やはりそういうところにはいろいろな関係のおもてなしのことだとか、注目度があると思うので、そういうところから学んで少しでも生かせるように、おもてなしの気持ちを私たちが観光客の方々に伝えるような形ができればいいんじゃないかということから、駅についてもずっと何とか変わらんのかなと思って質問させてもらっているところです。

今から5年ほど前には、白浜駅前広場整備検討協議会というものが設立されてました。白浜駅利用者及び周辺商店街が憩い、つどえる空間の創出等地域経済に寄与できる施設機能を目的として設置されたということであります。この協議会の成果というか、どういったことができて、この協議会自体が今現在どうなっているのか。当時は多分国体だとか紀伊半島にさまざまな大きなイベントが幾つかあったということで、この協議会ができたんじゃないかと思うんですけども、現在その組織自体はどうなっているのか、その役割として今はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

平成25年7月に駅前の商店会の方やJR白浜駅、白浜町商工会、白浜温泉旅館協同組合、白浜観光協会等のメンバー構成でこの協議会が立ち上がりました。駅前広場の整備検討を9回にわたり協議を行いました。そして、白浜駅前広場整備基本計画を策定したわけでございます。内容につきましては、土地利用のゾーニングの検討、有料駐車場の計画等が盛り込まれたものとなっています。平成26年3月に計画の策定を完了し、平成27年3月をもって協議会は解散いたしました。平成26年度で有料駐車場の整備等も行い、計画の1つは達成できたところだというふうに考えてございます。

いずれにしても、この白浜駅前広場整備基本計画ができて、その後、白浜駅の整備も行っておりまして、現在に至っておるわけでございますけれども、やはりハードだけではなかなか白浜駅の活性化はできないと思っておりますので、今後はソフトも含めた取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議 長

7番 堅田君 (登壇)

○7 番

私も初めて議員にならせてもらうときに地元地域を回らせてもらいました。そしたらその周辺からは、多くの方々が、駅前は何とかならんのかと、どうにかしてくれという声をたくさんいただきました。そんな中、何年か前ですけども、白浜で来た観光客だったと思うんですけど、お客さんから、昔と変わらんかと、随分さびれたなというようなことを言われました。灯台下暗しじゃないですけども、地元に住んでいればその変化、すたれていっている状況が把握できなかったというか、しかし何年か振り、恐らくその観光客さんは結婚式で白浜に来られた方が何年か振りに白浜に来られたというような感じの方々だったんです。そういう方々から見ると、やはり昔と変わらないと、逆にさびれているという気持ちがあって、私自身その言葉を聞いてはっとしたところです。

毎日過ごしているとどうしても慣れてしまって気づかなかったことから、お客さんから思い知らされることとなったんですけども、来泉される方の多くは、鉄道から自動車のほうに変わってきました。それでもこの夏のお盆の日に白浜駅に行ってみると、やはり観光客さんが少なく、商店もお盆の時期であっても半分はシャッターが閉まっている状態。利用客が少ないから商店があかないのか、商店があいてないからお客さんが来ないのかという部分もありますけど、JRを利用する人が少ないというだけではなく、白浜町としても年間を通じてJRさんと何か連携を組んだりとか、新しい催し物の企画だとか考えていないのかということ

ころはないか、お尋ねします。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま堅田議員から、J R西日本と連携した取り組みということでご質問をいただきました。

現状、J R西日本と連携した取り組みとしましては、ことしは台風等の影響で実施できなかったのですが、都市部での駅前での観光キャンペーンや白浜駅に臨時団体列車が来たときなどのお出迎えは、先ほど町長もご答弁していただきましたが、経済団体と協力して行っているところです。また、直接利用者の増加につながるかは別としまして、現在、エレベーターの設置事業も取り組んでいます。現状は、車で観光客が圧倒的に多い状況ですが、電車での旅行の楽しさやほかの移動手段にはないメリット等も再度知っていただくことも必要ではないかと考えています。今後も白浜駅の利用客が増加するよう、J R西日本や旅行エージェントとも連携し、魅力ある南紀白浜をPRしていきたいと考えています。

○議 長
7番 堅田君（登壇）

○7 番

確かに自動車の普及と道路網の整備によってJ Rを利用する観光客が減ってきていると聞きます。町としてもJ Rを使ったほうがお得なサービスを提供できるとか、特典がつくとか、先ほど言いましたように、車で集中して来られると、町内どころか高速道路まで渋滞するというふうな感じは、白浜町としてもイメージがよくないと。白浜へ行ってまた渋滞につかまったよというふうなことになると思うので、交通の面からも分散させるような形をやってみてもらったほうがいいのかというふうに感じております。

白浜駅舎自体は、先ほど申し上げましたように、昭和60年にできましたが、周辺の道路についても今と同じ幅で同じルートだったと思うんです。これほど車の社会が進み、交通量は当時よりかなりふえ、また、車やバスのサイズも大きくなり、白浜駅へのバスの乗り入れも見てると大変窮屈そうに見えるんですね。あの小さいロータリーであの大きなバスがよくも上手に回しているというふうに感心しています。

それと、あそこは駅前のところに1つだけ信号機が設置されてます。今さら説明するほどでもありませんが、ちょうど狭くなったところに常時点滅で、歩行者もしくは自転車の学生がボタンを押すことによって信号が変わるようになってます。あそこは朝の通学、通勤の時間に集中して大変混雑してます。細野方面からの通学の自転車などは歩道が極端に狭く、車は見通しが悪いと、非常に危険な箇所だと思います。あの道路は県道ということなんですけども、安心・安全を考慮した上で、何かスムーズに行けるような、町として、また県と協議しながら何か考え方はお持ちじゃないでしょうか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君（登壇）

○番 外（建設課長）

白浜駅の交差点付近の改善策に関するご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、白浜駅前の交差点周辺は道路の線形や視距が悪い上に西側の堅田交

差点とも近接しておりますことから、細野方面から白浜駅前広場のほうに右折進入する際に反対方向の田辺、上富田方面から細野方面に直進する交通量も多く、右折しにくいことから後続車の渋滞が慢性化しているような状況になっております。また、県道の歩道につきましても幅員が狭いため、特に朝の通勤通学の時間帯や特に連休などの交通量が多い日には、そういった渋滞が発生しているような状態でございます。

このようなことから、数年前から地元町内会からも渋滞解消の要望がありまして、県に対する富田区長会の統一要望として、堅田交差点から白浜駅北側の駐車場付近までのバイパス化につきまして継続して要望をしているところです。

町としましても、西牟婁町村会からの要望として県議会建設委員会への要望として毎年要望書を提出しているところです。

しかしながら、県道のバイパス化につきましては、用地買収も必要となり、事業化には相当時間を要すると思いますので、議員からご提言がありました信号機の操作などにつきまして所管の白浜警察署とも協議をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今建設課長のほうから県道のバイパス化という話を初めて聞かせていただいたんですけども、やはりあの辺周辺は交通量も多いですし、先ほどおっしゃったように通勤、通学の集中する時間帯が決まっていますし、また、歩道が極端に狭いので、もしそれを進めていくという中では、必ず歩道だとか駅前の周辺のことと一緒にひっくるめて前向きに進めていただきますように。道ができればそれだけでいいということではないので、駅の周辺の整備もかねてトータルで整備していただけたらいいのかなというふうに思っております。

また、駅というのは、先ほど言ったように人が乗りおりするというところだけでなく、多くの人が集まってくる場所でもあると思っております。町は駅を中心に栄えて産業などが発展してきました。しかしながら、今の白浜駅周辺は高齢者世帯がふえ、ひとり暮らしの方も多くいらっしゃいます。そういう方々の知識と経験を社会へのかかわりの持つ場としての駅でもあっていいんじゃないかと思っております。白浜町は観光地で駅前の観光客を迎える駅前づくりというふうにどうしても思いがちですが、ほかの駅では地域に住む方々の交通のツール、特に観光に特化してないと思っております。ですので、観光客ばかりの駅前でなくてもいいんじゃないかと思っております。

井潤町長はこの4月に第2次白浜町長期総合計画を策定されました。基本構想の中にある輝きとやすらぎと交流の場の1つとして白浜駅前を交流の場として、周辺に住む方々や高齢者の生涯学習の推進、青少年健全育成、予防介護や障害者福祉などを学ぶ場としても社会とつながりを持っていただくという観点から見ても、地域に必要とされる場所で輝きの場所として必要に思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員がおっしゃられるとおり、観光客だけが利用する駅だけでなく、いろいろな集合体があることで駅の利用者のみならず地元の方も含めた多くの方に注目されて利用される場所で

あってほしいと願っております。第2次白浜町長期総合計画でもJR白浜駅周辺の整備、活性化に努めることを明記しております。現在、白浜町商工会が中心となり白浜駅周辺だけではありませんが、町内の空き店舗を再度利活用できるように調査研究委員会を設立し、取り組みを始めています。その中で店舗経営者の意向調査、空き店舗等の現況調査なども行う予定です。地元商店会の皆様のご協力も不可欠となりますが、調査結果から得られることを今後の駅前周辺の活性化策に生かしていきたいと考えております。そして、議員がご提案されております交流の場のようなものの設置が可能かも含めて協議していきたいと思っております。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

駅というスポットは、白浜町にとって特別な場所だと思います。なぜ、そこに駅があるのか、今まで駅はどういうふうな役割を町に対して果たしてきたのか、今後、その駅を白浜町としてどう活用していくのか、絶対に放置できない場所だと思います。ほっておいても何とかなるものではありません。まず玄関口は使いやすく、整備して、人と人が盛んに交流できる場として生かしていきたいと思うので、魅力ある駅舎として計画を進めていただけることを要望して、1つ目の質問を終わります。

○議 長

以上で、白浜駅周辺の活性化についての質問は終わりました。

次に、2点目の今後の白浜の観光行政についての質問を許可します。

7番 堅田君（登壇）

○7 番

観光地白浜は、先ほど質問しましたように、観光産業が一番特色のあるところで、夏だけじゃなく1年を通して多くの方々が来られます。そんな白浜ではさまざまな組織の主催でイベントや催しものが開催されています。それらはターゲットを絞ったスポーツ分野であったり、文化、福祉関係であったり、イベントで観光客を呼んだり、または地域に住む方たち等を対象としたものまでさまざまです。そんなイベントを通して、地域振興や、関西圏をターゲットとして宣伝して白浜に来ていただき、イベントに参加していただき、白浜のよさを体験していただけてきたと思います。また、関東圏へも白浜町と経済3団体などがタッグを組んで宣伝活動をしてきていると思います。世界的にもトップレベルのパンダ育成技術を持った自然動物園、8月4日にパンダの赤ちゃんが生まれ、年末に向けてまた新たな宣伝素材として多くの方々に来ていただけるものと期待しているところです。

そんな中、2年前の平成28年に白浜版DMOと題して準備会が立ち上がり、ことしの4月に林副町長が理事長を務める南紀白浜観光局が設立されました。その目的、必要性、設立に当たった経過など、なぜ今必要なのか、どういう組織なのかについて説明を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まずDMOの白浜設立準備協議会の立ち上げからお話をしたいと思います。

まず南紀白浜観光局の設立の目的、必要性についてのご質問でございますけれども、簡単

にDMO白浜の当初の取り組みからご説明させていただきます。

国の方針で、地域の観光施策として、観光地経営の視点に立って事業を策定、推進していく組織の創設を掲げ、地域が稼ぎ、地域の観光のかじ取り役を担う組織であるDMOの取り組みを推進、白浜町におきましても白浜観光協会がリーダーシップをとってDMOの組織化をしていくことで、平成28年から国の加速化交付金、地方推進交付金を受け、スタートしたところでございます。

観光協会がDMOを担うことを前提に準備協議会を設立しました。今までできていないビッグデータの収集、分析や首都圏、海外でのプロモーションや観光動画の政策などを行ってきました。そのような中で、組織的な事情もあったのか、観光協会がDMO、観光局の中心的役割を担うのが困難であるとのことになりました。しかし、南紀白浜の今後の観光誘致、観光戦略、データ分析を考えれば、観光局の組織は必要であるため、現在は町から2人の職員を派遣し、3人のプロパーと5人体制での南紀白浜観光局を運営しているところでございます。位置づけとしましては、データ分析、まち歩き施策、アクティビティの開発、南紀白浜の食のブランディング、地域間連携、合宿及びMICE誘致、首都圏プロモーション、海外プロモーションなど観光協会などの経済団体と連携し、観光戦略的な部門を中心に取り組んでいるところでございます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今町長の説明にもありましたけれども、この南紀白浜観光局については、まだまだ町民の認識が低いんじゃないかと思えます。調べますと、南紀白浜観光局の小冊子のようなものはありませんし、唯一ホームページでのみ観光局のことを知ることができます。南紀白浜観光局のホームページでは、「南紀白浜観光局は」という部分があり、そこをクリックすると、「南紀白浜が持つ魅力的な観光素材を磨き上げ、関係団体と連携し、新たな観光戦略を推進する観光地域づくり体制のかじ取り役となり、南紀白浜の魅力を国内外に発信し、観光客の誘致に努め、地域経済の振興に寄与することを目的として新たに設立した組織」とあります。要するにこれは白浜の魅力を内外に発信することと、2点目は観光客の誘致が主な目的というふうに捉えられますが、この辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員がおっしゃられるとおり、南紀白浜観光局の認知度はまだまだ低く、また、ほかの観光団体とどう違うのかと言われるような声をよく聞くのが現状であります。議員ご指摘のとおり、今後は南紀白浜の観光戦略、観光誘致、魅力発信などを積極的に行い、観光局が得たビッグデータを観光団体と共有しながら、さらなる白浜の観光発展に取り組んでいきたいと考えています。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

白浜版DMOからこの南紀白浜観光局の設立までにさまざまな補助金があったと聞きます

が、設立開始から今年度、また今後について、補助金の交付についてはどうなっているでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

観光局の予算は、平成28年度が4,261万5,000円、これは100%国の加速化交付金となっています。平成29年度からは国の地方推進交付金が2分の1と、町費が2分の1で5,000万円の予算、30年度も同じく国、町が2分の1ずつで4,300万円の予算となっています。今後につきましては、国の地方推進交付金は来年度の31年度までとなっていますので、平成32年度からは町の補助金、事業収入などで運営していくこととなると考えているところです。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今課長から説明がありましたが、平成28年は約4,260万円、これが国からの加速化交付金、平成29年は国と町を合わせて5,000万円、本年度は4,300万円ということです。それぞれ2分の1ということは約2,150万円が白浜町から補助金として出されるということです。国からの補助金も来年の31年度までと報告がありましたが、それ以後は町の補助金と南紀白浜観光局独自の収益事業でやっていくということなんですが、今後の予定として、町は今までどおり、28年、29年と2,000万円強の補助金を出しているわけですが、今後も出す予定、出し続ける予定なのか。また、今南紀白浜観光局は財団法人のため、一般の株式会社と同じく収益事業や共益事業を行うことができます。設立してまだ半年しかたってませんが、事業計画はもちろんのこと、事業で収益を上げるという収益の面では柱となる事業は何か、お尋ねします。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおり、確かに将来的には補助金に頼らない運営というのが目標になりますが、今年度に一般社団法人を立ち上げたばかりの南紀白浜観光局でありますので、当分の間は町や国、県の補助金を活用しながら、足腰の強い団体にしていきたいと考えております。

今後の事業計画につきましては、観光客のニーズ調査等も継続的に行い、プロモーション、地域間連携などに取り組んでいき、経営面につきましては、旅行エージェントとも協力し、商品の造成など収入を見込める事業を積極的に展開していきたいと思っております。

将来的に南紀白浜観光局が観光の中心的役割を担うことができるよう、観光関係者、町民の方々のご理解、ご協力をいただき、頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

今課長から説明があったように、事業計画のことについて説明がありましたが、利益を出していくのは本当に大変なことです。町の現在の財政状況を考えると、いつまでも補助金を

当てにしていくのはどうかなというふうに考えます。

まずは、設立した本年度から補助金に頼らない体制を、計画を立てていかないと、いつまでもずるずるといつてしまうんじゃないかと。何年たっても補助金を当てにする。今から3年先、5年先には補助金は要らない独立採算できるような計画が必要だと思うんですが、その辺町はどう考えていらっしゃるんですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

確かに議員おっしゃるとおりに、たくさんの補助金を町や県、国のほうから観光局が毎年いただければ、本当に経営、運営のほうもしやすいと思いますが、なかなかそうはいきません。本当にここ数年が正念場となろうと思えますし、観光局という立場で、もちろん稼ぐ、もうけるということも大事なところではあります。観光協会、観光課も含めてですが、他の団体とすみ分けができるような観光局の取り組み、先ほど議員からご指摘があったような観光発信であったりデータ収集であったりというところも力強く取り組んでいかなければならないと思えます。

そのためにも、やはり営業上というか、これからいろいろな形で利益を上げる事業というものも考えていかなければならないということは、十分承知しているんですが、なかなかどのようなものに取り組んでいけば収入になるかというのは、協議の途中であります。もちろん一般社団法人でありますので、社員さん、また理事さんもおられますので、その方々は各観光関係のところからも出てきておられる方がおられますので、そういう方々にもいろんなアイデア等をいただき、また旅行エージェントとも協力しながら、1円でも多い収入をいただけるように頑張っていき、そしてそれを結果として観光の数字にあらわしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

白浜には経済3団体がありまして、白浜町商工会、観光協会、白浜温泉旅館協同組合があり、また、役場の中には観光課というのがあります。特に観光課、白浜観光協会、今回設立された南紀白浜観光局、観光という名のついた組織、団体が3つもあるんですが、その辺のすみ分けについてはどうなっているのか伺います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま堅田議員より、よく似た名前の団体ということでその辺のすみ分けということでご質問をいただきました。

南紀白浜観光局の組織には、町、白浜町商工会、白浜温泉旅館協同組合、白浜観光協会も社員理事として入っていただいていますので、さらなる連携をしていかなければなりません。すみ分けについても、よく似た団体と言われないようにそれぞれの役目を果たす取り組みをしていきたいと思えます。もちろん観光局が後発というか一番新しい組織で、商工会、旅館

組合、観光協会は長い歴史、実績もある団体でありますので、そのあたりとどのような形ですみ分けをしていくかというのも今後の課題になろうかと思いますが、観光局につきましては、先ほどからの答弁の繰り返しになりますが、町の観光全体の数値的な調査、研究、国内外への観光プロモーション、インバウンドの観光戦略など、今まで町や観光協会が余りできなかった部分を中心に取り組んでいくことで、ある一定のすみ分けというか色の違いを皆様方にお知らせすることができるのではないかと、現状では考えています。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

先ほど言いました経済3団体についてですが、白浜観光協会は、白浜の発展に今まで大きな成果と効果を発揮してきたと認識しています。その存在意義はなくてはならない白浜の財産であり、大きな組織であることは言うまでもありません。観光協会は、地域内の観光振興を目的とした観光事業者とされ、主な事業としてホームページを使った情報発信、観光イベントの開催及び共催、他団体からの依頼による観光誘致活動、自主的な観光客の誘致活動とされています。

先ほど観光局には、今後も白浜から補助金があるというふうなことです。観光局のプロモーション事業と白浜観光協会の広報宣伝活動はよく似てるところがあると思うんですが、そのところは非常にわかりづらく、どういうふうな形になっているのか伺います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員から観光協会と観光局のプロモーション事業とか広報活動でよく似ているのではないかというご質問です。プロモーション事業につきましては、過去から白浜観光協会が行っている新春プロモーションなどもありますので、全てとはいきませんが、今後、南紀白浜観光局が中心となって取り組んでいくものと考えています。もちろん観光協会も南紀白浜観光局の社員理事であり、観光局の取り組み方針を理解していただいているでしょうから、協力はいただけると認識しています。取り組みの違いを出すことも必要であります。観光局、観光協会が独自で宣伝するもの、そして協力して取り組むものもあると思いますので、今後もさらなる連携を図っていきたいと考えています。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

南紀白浜観光局から白浜観光協会の話となりましたが、白浜観光協会も、聞くところによると、ここ数年毎年4,530万円の補助金が交付されており、これは白浜町の補助金最大の組織だと聞きました。その白浜観光協会はここ数年赤字決算で、また、事務を統括する事務局長が不在と聞きます。赤字だとか局長設置ができないということは、補助金が足りないということなのか、どういうことなのか町としての認識、説明を求めます。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

堅田議員がおっしゃるとおり、平成28年度に約1,090万円、平成29年度が約967万円の赤字決算と、観光協会のほうになっています。また、ご指摘いただきましたとおり、事務方のトップである事務局長の不在が1年余り続いているという状況です。事業補助金を減らしたわけでもありませんし、担当課としても、予算組みのときには会計理事や事務局の担当に補助金の有効活用、そして予算の範囲内での支出をアドバイスしていますが、うまく予算執行できていないという現状で、決して事業補助金が足りないから事務局長を置けないという理由ではないと考えています。5月の観光協会の総会におきましても、監査報告の中で、事務局長の不在が予算執行や事業実施に大きく影響を与えているのではないかと指摘されているところであります。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

大きな役割を果たしてきた白浜観光協会ですけれども、南紀白浜観光局が設立されたことにより、観光協会の事業の一部が観光局に移ることもあると思うんですが、そうになると非常に財政的にも厳しい状況の中、補助金を今までどおり出し続けることには疑問を感じるんですが、観光協会への毎年4,530万円、また観光局への新たな2,000万円の補助金、非常に財政が先ほどから聞くと厳しい折の中、どうやっていくのか、出し続けるのか、どうのように考えていらっしゃいますか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま補助金というところでご質問をいただきました。

確かに観光局が設立したことにより、先ほど議員からもご指摘いただいたとおり、今観光局と観光協会と同じかぶるような事業内容もあるということで、その一部である観光プロモーションということは観光局のほうで率先して行っていきたいと思います。そういう観光プロモーション等の補助金も観光協会のほうへ出していますので、それらについては今後見直しを行い、観光局のほうでその補助金を使っていただくことになろうかと思えます。

後発で観光局ができたということもあるんですが、白浜観光協会以外にも椿温泉観光協会、日置川観光協会と町内に3つの観光協会もあり、それに加えて観光局も設立して、4つの団体へ町が今後補助金を出していくということになろうかと思えます。30年度の予算の委員会の中でも観光協会等への予算の見直しも今後していくべきではないかというご意見もいただいているところでありますので、今後については、一方的に町が減らすとなればまた団体のほうからもいろいろと話も出てこようかと思えますので、その辺は慎重に今後の補助金については考えていきたいと思っています。

ただ、観光局ができた以上、観光局が白浜観光のかじ取り役、中心になっていくことは当然のことです。観光局のほうへの補助金についてもきちんと確保していかなければならないと思っています。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

先ほど観光課長からお話があったところなんですけれども、観光協会の赤字が続いていると。課長の話ではいろいろ会計理事や事務局のほうの補助金の有効活用とか予算の執行のアドバイスがされてきているという中、赤字が続いていると。本来毎年続けられてきたイベントが今までどおりできるのか。逆に縮小しているのではないかという中、現在担当課の観光課長としては多分何か指示をされてきているとは思いますが、ここ2年間のことを踏まえて、トップである町長はそういうふうな現状に対して直接観光協会の方を呼び出してじゃないですけども、何か指摘、指示される予定はございませんか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

白浜観光協会の役員さんとかとは何度かもちろん話す機会がございますし、月に1回の定例の昼食会等の中でも会長ともお話をしているところがございます。いろいろなご意見もある中で、あるいは要望もこれからも当然出てくると思いますけど、そこはやはり町としての考え方も正確に、あるいは慎重に伝えて、できるだけ皆さんが今までのいろいろな貢献といいますか白浜観光協会がやってきたこと、商工会がやってきたこと、そしてまた旅館組合が白浜の中で観光の中核を担っていただいていたことを踏まえて、これからは、できるだけ南紀白浜観光局を含めた組織の中ですみ分けができるように、それぞれの団体がうまく機能できるような取り組みを進めていきたいと思っておりますので、今後、話し合い、協議を進めていくのはやぶさかではございません。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

やはり数年続いてきてる赤字というのは何かしら組織に問題があるのかもしれませんが。個別の組織に対して私らがどうやこうや言うつもりはありませんけども、先ほどの前の議員さんから質問がありましたように、税金の滞納、滞納からそれを徴収するに至るまでの過程を聞きますと、やはり血税、一生懸命働いた中からいただいているお金ですので、有効にきちっと使っていただきたいし、中身はしっかりとしたものであるのか、補助金を交付する相手がどういうふうな形で使われているのかというのは、きちっと精査して進めていっていただきたいことを要望しておきます。

最後ですけども、今と関連しますけど、ここ数年想定外の災害とか台風などによる災害が多発してる中、今後、防災や耐震化、また福祉や医療に財源が必要とされることは必至です。今と同じ話になりますが、補助金の交付ということで担当課として有効に利用されることを期待するとともに、今回新たに設立された南紀白浜観光局の理事長でいらっしゃる林副町長に、その今後の意気込みと抱負をお聞かせ願えればと思います。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

4月に一般社団法人として設立しました南紀白浜観光局は、私が理事長という職を得ておりますが、まだ就いたばかりでございます。先ほどから観光課長から答弁させていただいていますように、全国各地の観光地も今までの観光への固定観念を捨てて新たな試みをする

いうところも多く出ております。白浜町の観光客のニーズの変化を感じておるところでございます。観光客の求めるものを取り入れながら、そして今までの歴史ある温泉、それから景勝地もPRし、どの世代の方々が来ていただいても楽しんでいただける、そしてまたインバウンドの方々も喜んでいただけるというふうな観光地づくりを目指して、白浜観光局がリーダーシップをとって地域の観光のかじ取り役を担えるように邁進してまいりたいと思いますので、堅田議員におかれましても、南紀白浜観光局の運営にどうかご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

7番 堅田君（登壇）

○7 番

以上をもちまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、堅田君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが本日はこれをもって散会し、次回は明日9月14日金曜日午前10時分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は9月14日金曜日午前10時に開会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議長 西尾 智朗は、15時00分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成30年9月13日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員